

平成21年12月18日(金曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁 和 子	12番	西 村 策 雄
		14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄	17番	大 西 章 一		
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

13番 前 田 寿 郎 18番 明 神 照 男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	谷 口 明 男	大 方 ま ち づ く り 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ く り 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 伊 与 木 美 穂

議事日程第5号

平成21年12月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第44号から議案第68号、
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第48号から議員提出議案第51号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●議員から提出された議案

- 議案第 48 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書
議案第 49 号 改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書
議案第 50 号 農林漁業用輸入重油にかかる免税措置、同国産A重油にかかる還付措置の延長を求める意見書
議案第 51 号 医療費の国庫負担の増額を求める意見書

議事の経過

平成21年12月18日(金)

午前9時00分 開会

議長(小永正裕君)

これから、日程に従って会議を進めてまいりますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

前田寿郎君、明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長(下村正直君)

皆さん、おはようございます。

いよいよ、本議会も今日1日となりました。一生懸命、務めさせていただきます。よろしくお願ひをします。

さて、今日は新聞ですね、ちょっと元気の出るような話が2つほどございました。そこに触れたいと思います。

その前に、副議長には、昨日は大変ご苦労さまでございました。

1つはですね、暫定税率が堅持、維持されるというニュースでした。

これは、2兆6,000億ものですね財源でございますので、これがなくなるというとは、もう道路行政にとってですね大変なことというような思いで、我々は大変前から、このことについては訴えてきたところでしたが、まあ、これはまず間違いないんじゃないかなというふうに思います。

それから、8の字ルートについても、推進するような形で盛り込まれるというような報道がございました。

ほんとにこれも、我々の地域が一番最後になっているような状況の中ですね、また、佐賀のインターチェンジの問題等々、少し明るい兆しが見えてきたというような思いが致します。

そしてもう1点は、佐賀の取水堰、家路川のダムの存続の件でございますが。今、われわれは関係機関団体と、皆さんと、この問題にずっと取り組んでいるところですが、四十町の議会の特別委員会の皆さんに行つたアンケートの集計ではですね、60パーセントの皆さんが存続というようなことで、支持をいただいているというふうに。大変、心配をしておりましたが、まあ、弾みがついたというふうに感じております。

以上、皆さんと、各方面の皆さんのご協力を得まして、こういったことがいい方向に進んで行くように願うものです。

以上です。

議長(小永正裕君)

これで町長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

山下伊都子君。

2番(山下伊都子さん)

おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、2点ほど一般質問を致します。

介護保険のこと、いつも私は質問をしてるんですが、施設の利用の要望に応え切れていないっていってることで、質問をしたいと思います。

介護保険が始まって以来、保険あって介護なしにならないように、私は議会でも質問をしてきました。ヘルパーさんやケアマネさんたちは、在宅介護者やお年寄りの家庭に出向き、要望やお世話など、その努力に私たち感謝しております。

しかし、施設やベッドの数が不足していて、在宅にいるお年寄りたちがショートステイを利用したくても、要望に応え切れてないと聞きます。どのように対応するのか。

また、一人暮らしのお年寄りが地域で安心して生活できるサポートは十分できているかどうか、お聞き致します。

介護の社会化と自由選択などと言われながら、2000年度にスタートした介護保険制度は、今年で10年目を迎えました。スタートから10年、高齢化はますます進んでいます。

介護保険が始まるとから問題になっていた、施設にはなかなか入れない状況は、相変わらず解決されていません。介護保険制度が始まれば、介護保険料を払えば安心して介護を、老後を迎えることができると、多くの方は負担増も、まあ、仕方がない、辛抱しようということで、そういう話もありました。

ところが、政府はその期待を裏切り、療養型の病床の削減や廃止案を出すなど、予想外の介護の後退に深刻な状況も続いています。

また、在宅を支えるヘルパーさんは、パートや臨時、登録ヘルパーなどで、労働条件は少しも良くなっています。今、問題になっているワーキングプアの象徴になってしまったと、嘆きの声も聞こえております。

また、予防介護の導入によって、泣く泣く介護を削った、介護ベッドを取り上げられたなどの問題も起こっています。貧弱な介護制度のために、いつも、どこでも、介護が受けられるはずであったのに、一番必要とされている特養老人ホームの待機者は、ますます増えています。重度の待機者は入院や転院をしながら、家族介護で空きを待っています。

そのために、家族は介護に疲れたり、病気やリフレッシュしたいときに、緊急時のショートステイもなかなか利用できない状況で、介護保険料を戻してほしいっていうのも、無理もない話です。

医療型の削減は、困難を抱えてる高齢者やその家族にとって、深刻な状況も生まれています。共倒れ寸前の家族の悲鳴も聞こえております。

昨日の高知新聞にも、介護の家族の高齢者の虐待がすごく増えてるっていうことで、2年間で倍増っていうことが載っていましたが、本当に認知症を抱えている家族などはもう大変な状況で、家庭で介護をしております。

また、グループホームや特養ホームなどに入所している方が、病気になり入院をすれば、退院後は元の施設に戻れない状況になっております。医療区分1となり、医療型療養病床からも追い出されています。

黒潮町も、認定患者数はここずっと、あまり変わらないんですが、施設の利用が介護者の要望どおりに受け入れてない状況が、今、生まっています。

なぜ、このような状況が出てるかというと、在宅で介護してる方の利用が増えてるっていうことをおっしゃっていました。それは、病院に入つても、すぐに出なくてはならないということが原因です。なかなか不況の中で、家族が介護しようということになつても、なかなか見られない状況が起こって、施設の利用要望がすご

く増えてるっていうことです。

私も、この9月に母が心不全になり、救急車で病院に運ばれました。幸い、命は取り止めましたが、今までショートやデイサービスを自分の希望しているときに預かってもらっていましたが、退院後は希望どおりにできません。そのため、今まで、こぶしで受けていたデイサービスも、遠い窪川にお願いするようになると言わされました。高齢で寝たきりの母を、遠い所まで週2回通わすことは、本人への負担も大変なことです。

ですから、圧倒的に施設が足りないっていうことですよね。介護基盤の整備を進めなければ、高齢者が住み慣れた地域で余生を送ることはできません。対策の必要があると思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

1点目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

おはようございます。

それでは、山下議員の施設利用についてお答え致します。

介護保険制度は、ご承知のとおり平成21年度から第4期事業計画が定められ、保険事業の運営が行われています。

今後、3年間の事業推定の下、保険事業や施設整備の計画を定めているもので、要介護認定者へのサービス提供と、被保険者の負担を軽減するためにも、適切な事業運営が求められているところです。

ご質問の、施設数が少なく、ショートステイを利用したくても利用できない状況にあり、どのように対応するのかとのご質問ですが。短期入所は介護者が不在となり、在宅での介護はできないときに、施設に一時的に入所して、日常生活上の支援や、機能訓練などを受けることができるサービスです。

町内の施設では、特養の2施設、シーサイドホーム、かしま荘で、ショートステイをされております。

2施設のベッド数は、それぞれ10床となっていますが、かしま荘は施設管理のことから、現在は8床で、実質は18床で受け入れています。

短期入所の利用状況は、両施設で毎月40人前後が利用し、平均利用日数は7日から11日となっています。要介護者のケアプランに基づいてサービス提供がされていますが、町内の特養施設では、7月、8月と年末の利用が多く、時期的に利用が重なるときもあるようで、一時的には満床となる場合があると聞いております。こうした場合には、他の施設や、町外の施設を利用していただいている状況であります。

ショートステイについては、介護者の負担軽減のために必要なサービスですが、施設の確保において需要のバランスが重要になります。

今後の利用状況により、どうしても施設が不足する場合には、施設整備を考えていきたいと考えております。

サポートとしては緊急の場合もありますが、それぞれのケアプランに沿ったサービス提供が行われているもので、ケアマネージャーや総合的な相談所の地域包括支援センターと事前調整を行い、十分とはいえないかもしれません、行政としてできる範囲のことでサポートしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

できる限りのサポートをしていきたいということですが。

繰り返すようですが、介護保険は社会が支えるということで始まった制度ですが、実際に始まれば、保険あって介護なしと言われるように、地域に根差した制度にはなっていないように思います。

行政がほんとに頑張ってやっていたいいるということは、私たちも、介護している者も、本当に感謝をしておりますが、ほんとに要望に応え切れてないっていうのが実状です。

で、私は、介護保険が始まる前の佐賀地域では、行政と社協が協力をしながら、社会の中で安心して暮らせるにはどのような整備をすればよいか、真剣に考えてきました。

昨日も、課長が西村策雄さんの答弁の中で、佐賀地域は診療所を中心に全村医療構想や、地域で安心して老後が迎えるような取り組みをしてきたっていうことをおっしゃっておりました。ほんとに私たちも、佐賀のときには疋田先生を中心になって、看護婦さんやヘルパーさんたちも職員でありましたので、現場に足を運んで、住民の意見を聞いて、きめの細かいサービスを提案してくれて、本当にありがたい。いつでも疋田先生は、夜中にでも電話をすれば、駆け付けてくれたっていうことでは、本当にありがたいっていうふうに思っておりました。

私は今まで、介護をしている家族の苦労を出し合う場を持って、お互いに苦労を話し合ったりとか、そういうことが必要ではないかっていうことで、6月議会でしたか質問もしましたが、やっぱり、実現をしておりません。答弁では、そのような場を持つても、集まらないっていうようなことでしたが、でも、悩みを話し合える場が欲しいとか、そういうのは介護者の共通の要望であります。

なぜ、それが実現しないかと考えてみると、集まらないのは、行政が介護者の立場に立っていないんじゃないかなっていうふうに、私は考えております。さっきも言いましたように、合併前は、ヘルパーさんたちも看護婦さんやらも職員さんでありますので、本当にみんなの中に入っていて、現場の声も聞きながら、ずっと進めてきたと思います。で、介護保険が始まつてからは、ヘルパーさんたちが一生懸命やってくれています。ですが、登録のヘルパーさんたちや臨時職員さんになりまして、やっぱり時間に制限されたりとか、なかなか大変な問題が起こってるんじゃないかなっていうふうに思います。

そういうことで、先も課長の答弁にありましたように、地域包括支援センターがいろんなサポートしていくっていうことですので、もっと中心になって地域とのかかわりを持って、きめ細かいサービスをしていただきたいっていうふうに思います。

家族介護をしている方たちは、本当に大変な思いで介護をしております。これらの課題を、行政としてどういうふうにサポートしていくか。確かに、かしまとかシーサイドには、毎月、要望どおりしていただいておりますし、助かるてはおりますが、なかなかそれでも、年末とかそういうもんになったら、応え切れないっていうことも出されておりまし、またそれと、年金が少ないために、食費や居住費の自己負担が重くのし掛かっておりますし、私の年金ではなかなか見てもらえないっていうことが起こっております。

先日も、78歳のお年寄りが、95歳の親を見ているんですよね。で、その中で本当に、自分も介護をしてもらわないかんのような立場で、ご主人も病気になって、がんでもうよう動いてるっていうふうな状況の中で、もう、おばあちゃん見るのが大変やっていう話がされておりました。それで、施設を利用したらどうやっていうことに言ったら、やっぱり年金が少ないとかそういう問題で、ヘルパーさんに来てもらってお風呂だけにしようとか、そういう話になっております。お風呂だけになれば、お風呂はすごく高いんですね、お風呂に来ただいたら。

そういう状況も生まれておりますし、本当に年金だけで生活しての方は介護保険の1割だといつても、無理

な話が出てきております。やっぱり、低所得者の年金生活者でも安心して生活ができるような施設ですか、そういうのが必要じゃないかなっていうふうに思います。

これは今年の秋ですが、これもありました。一人暮らしのお年寄りが民生委員さんに電話を掛けて、民生委員さんが駆け付けると、もう歩けないほど胸が痛いっていうことを訴えたっていうことです。で、救急車を呼んで、くばかわ病院に行きましたら、高齢のために、何かの拍子にろつ骨が折れていたっていうことでした。医師からは、もう安静にするしかないっていうことで言われました。一人暮らしのために、痛みが止まるまでは入院をさせてくださいと民生委員さんがお願いをしても、満床のためだったかどうか分からんんですけど、入院ができなかつたんですよね。で、そういう形で、一人暮らしであっても本当に、病院に行っても入院ができないような状況が生まれております。で、まあ1人で置いておくわけにはいかないので、親戚の方やらとか、民生委員さん、地域の方たちがその家に行って、まあ乗り切ってきたっていうか、そういうことです。

今、この方は介護の認定も受けまして、デイサービスに1週間に1回、で、お食事を1週間に2回、作りに来ていただいているようです。ほんとに喜んでおりました。そういう面では、敏速に対応もしていただいておりますので、まあ私は喜んでおるんですけど。こんな状態になっても、病院には入院ができません。

ですから、このような場合も想定して、今後の課題として、高齢者が安心して地域で支えていくシステムづくりっていうか、そういうことをしていかなければならないんじゃないかなと思います。

それで、やっぱりまあこれからも、どうしてもということになったら、施設へつくっていかなくてはならないということも課長、おっしゃっておりましたが、特定の施設ですよね。こぶしの2階ですよね。あそこが補助事業で取り組んだ2階ですので、2人ほどはいつも入ってるみたいなんんですけど、そういう満床になってるときなんかは、そこを利用できるようなことが考えられないかなっていうふうに思うんですけど、そのへんはどうでしょうかね。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

それでは、再質問にお答えします。

山下議員の言われる状況は、私も、痛いほど状況は分かります。

施設入所において、一時的には措置として、短期入所のベッドの確保が難しい状況にはあります。本年度の事業計画による継続的な取り組みとしては、小規模多機能施設の整備により、通所施設の一時的な宿泊についても、今後の状況を見て、整備計画の検討が必要であると思います。

制度利用者には多くの要望があると思いますが、すべてに応えるとなると、施設整備や入所者数の増により保険給付費が増加することになると、結果的には保険料の負担への影響など想定され、制度の全般についても検討が必要となっております。

ご質問の、佐賀こぶしの2階の件ですが。今のところ、町の条例と致しましては、原則65歳以上で、一人暮らしに心配のある方を3ヶ月という形で入所し、特にまだ、どうも延長を希望する場合には、特例として延長も認めておるわけですが。

今の条例の中で、やはりそういう人が入って、1年、2年とかいうことになってくると、当面、この制度の改正も考えられると思いますので、そのことも含めて、今後の状況を見ながら考えていかなければならぬかなという感じでおります。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

今度の状況を見ながら、考えていただくなっていることです。

私たちは、こぶしができるときも本当に、地域で、遠い鉢とかそういう所のお年寄りが診療所に来るのが大変だということで、まあいたら老人下宿みたいな形で、こぶしもすごい期待をしてきました。

そういう施設がほんとにあるということは、もう地域でも安心しておるわけですが、なかなか、今の利用の状況から見たら少ない人数でありますんで、ちょっと利用状況の幅を広げられないかなっていうのが、地域の人のお話でもあります。

しかし、まあ、お年寄りはやっぱりね、住み慣れた所が一番いいんですよね。そういう意味では、この一人暮らしのお年寄りが、この間も秋のときにろつ骨を骨折した場合も、地域の人がみんな、ご飯を持って行ったりとか、支え合ってやってきていただきましたので、その方は今、ちょっと元気になって、もうすごい地域の人がやってくれたのでうれしかったということで、民生委員さんたちもすごく、親身になってやっていただきてるんですよね。

そういう意味では、やっぱり施設に入るとかそういうんじゃなくて、地域の中で支え合っていくっていうことは、もうほんとに、大事なことやなっていうふうに思います。

で、疋田先生が来たときも、寝たきりをつくらないということで、地域の中でそういう啓発活動ですか、そういうもんもしていって、皆さん本当に、その当時、寝たきりがね佐賀の中では少なかったと思います。そういうことを考えれば、やっぱり今、花田先生も来ていただいていますので、そういうふうな活動がもっともつと地域の中で、啓発活動やらとか、そういう包括支援センターが中心になって、そういうふうな活動もしていただけないかなっていうふうに、私は思っております。

やっぱり地域の中で、自分の家で生活するということは、これから畠仕事もできるし、ちょっとしたこともできるっていうことで、すごく自分の生きがいを感じているんですよね。そういう意味では、施設に入らなくて、地域でやりたいっていうのが大半です。そういう意味では、施設整備もこれからもしていって、施設にも入れるようにならなくてはならないし、地域で安心をして老後を過ごしていくような形にしていかなくてはならないと思います。

そういう意味では、地域包括支援センターが今も頑張ってると思いますが、もっともっと地域に出向いて、地域の実情も話しながら、介護者との悩みも聞きながら、安心してこの地域で過ごしていけるような、そういう条件整備ですか、そういうことをしていただきたいと思います。

最後にそのことについて、できたら答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

再三質問に対して、お答えします。

包括支援センターのことになるわけですが、それこそ先ほど、前段にも言いましたが、できる範囲のことでの包括支援センターのスタッフ一同、地域に出向いて介護予防のケアプランを作ったり、要介護の申請の悩みを聞いて手伝ったり、身体機能の不安があるのを聞いて、いろいろな相談しながら介護認定とか、いろいろな相談に出向いておりますので、そのへん健康福祉課が一丸となって、そういう福祉全体のことを見ながら対

応して、今もきておりますので、再三言うわけですが、行政ができる範囲のことをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいということと。

まあ、ちらっと議員から出ました、地域医療の件ですが。やはり今、前任者におられました疋田先生とは、またやり方が違いまして、地域医療しながらということもあるのですが、今の先生については、個人開業で自分のやり方でやっていきたいということですが。

ただ、保健センターの今のあれでは、老人の健康教室という形で、年間、前期3カ月、後期3カ月、火曜と木曜日に老人の人を午前中集めて健康体操したり、いろいろな健康教育、病気にならんような事前健康運動というか、そのようなことを展開しておりますので、そのへん含めて、できるだけ病気にならんような健康教育というか、やっておりますので、そのへんもご理解していただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

これからもよろしくお願ひします。

2点目の質問を致します。

拳ノ川の保育園が、来年、保育所が統合になって、佐賀の保育所に統合になるつていうことですが、空き園になるということで、活用について聞くということで質問します。

北部地域では、区長や農家のおかみさんたちが、地域の活性化のためにイベントなども定期的に行ってています。しかし、拠点になる施設がないために、佐賀温泉や農協の施設を間借りをしているつていう状況です。保育所の後の利用ができないかどうかっていうことが、活動している方からお話を出しています。そのことで、ちょっと一般質問したいと思います。

北部地域では、区長や農家のおかみさんたちが地域を守り盛り立てようと、イベントなどもしながら定期的にイベントなどを開いています。今まで、佐賀温泉を中心に北部の活性化として取り組んできましたが、佐賀温泉が休業になりました、拠点となる所がなくなりました。

それでも、何とかしなければこの地域はなくなると、皆さんが必要になって、北部を盛り上げてきました。また、この地域は補助事業も受けまして、昔、盛んに行われていたカジを植えて、復活させる運動にも取り組んでます。ほんで、和紙の里を目指して、この間の新聞にも載っておりましたように、19、20日には地元の小学生たちを招いて、体験なども計画をされております。11、12日には地域の人たちが、職員さんもほんとにたくさん来ていただいて、カジを切り取る作業も致しました。何かすごく、カジを蒸すこのたるが今、座っているんですけど、私はすごく昔を、ああ、昔、こんな風景があったなっていうふうなことで、すごく期待しております。

それと、農家では米・米クラブを立ち上げて、今はナバナやらワサビなども植えて、地域再生のために本当に頑張っております。

最近になってやっと、佐賀温泉も民間の方が、これから営業するという形で今、工事も始めておりますし、営業するっていう兆しも見えています。

この地域を盛り上げるために、生活できる基盤づくりに住民は努力を重ねていますが、ほんとに困難なことがたくさんあります。で、高齢化も進み、まあいうたら仕事をしながら地域のために頑張っておるような中で、今後、どのような支援をしていくのかっていうことで、支援もしていただけなければ、この地域は自分たちだ

けでなかなかやっていくことができないんじゃないかなと思います。

で、イベントするときも、佐賀温泉を借りて取り組んできましたが、民間の方が営業するということになれば、今までのよう、今まで民間でしたが、使うことができなくなるんじゃないかということです。

で、そこで保育所の後を、まあいたら事務所のような形で使っていきたいなという話も出ています。そういうことで、この地域を行政がどのように支援をしていくのか。

また、拠点となる保育園の使用が可能かどうか、お聞き致します。

1点目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

それでは2番目の、拳ノ川保育所の活用についてお答えします。

当保育所は、平成22年4月から新しい保育所に移転することに伴い、佐賀地区内の4保育所が休所となりますので、施設の有効利用を考え、佐賀保育所を除く3保育所、横浜保育所、伊与喜保育所、拳ノ川保育所の利用について、関係団体等の要望を取り、今後の利用について参考にしていきたいと考えております。

施設の利用については、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律というものがありまして、そのようなものに抵触しない範囲で、今後、施設利用について考えていきたいと考えております。

以上です。

（山下議員から「この地域を行政がどのように支援していくか」ということの問題は、誰に伺つたらいいですか」との発言あり）

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

北部地域の活性化についての、山下議員のご質問にお答えを致します。

ただ今、北部地域の活性化の協議会というのを設置しまして、地元の皆さんとともに、活性化に向けて取り組んでおるところです。

何といっても、地元の皆さんのが自分たちの地域を、何とか自分で守っていこうという機運を高める段階である、そのためにコウゾだとかユズだとか、いろんな試験的な作物も作ったりしておるわけで、これからそういうことを中心に、もっともっと肉付けをしてですね、北部地域の活性化に努めてまいりたいというつもりでおります。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

あんまり、行政の方の支援がどうするかっていう答弁をもらえなかつたような気がするんですけど。

保育所の後は、地域の要望があれば、利用が可能になるっていうことでいいですよね。ええ。そうじゃない。

まあ、これから要望も出していくと思いますが、佐賀温泉を中心に、この地域は本当に盛り上げてきたんですね、北部活性化協議会を立ち上げて。ほんで、まあいたら佐賀温泉もなくしたらいかんし、で、自分たちがこの地域を、佐賀温泉を中心に盛り立てていこうっていうことでやってきましたが。

今度、佐賀温泉は、オーナーは今までのよう、何か温泉施設と、ホテルと、レストランということで、今

までのように地域の方が出店をしていたものが、そういうコーナーが設けないっていうことをおっしゃっているようです。で、北部協議会が建物を建てるなら、今、コウゾを蒸すおけがあるんですけど、釜のある所を、土地をまあ無料提供かどうかはちょっと分からないんですが、提供するので、そこに建ててはどうかっていう、ありがたいお話をもらっているようですが。何せ、職員さんも、皆さんも知っているように、北部地域の協議会は高齢化に伴って、農業をしながらまあ地域おこしをやっております。

で、建物を建てても、今後の維持管理を考えると、ほんとに心配だっていうことで言われております。行政も、まあ、佐賀温泉との話し合いもしてることですが、今までのように出店ができるようなコーナーの要望をしてもらえないかということも言われております。

で、地域の方が心を1つにして、何とかこの地域で頑張ってやっていこうということもありますので、このような熱意を酌んで、できるだけこういうふうな交渉なども、行政の方からもしていただけないかっていうふうに思いますが。

町長、もう一度、そのことをお願い致します。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

まず、順番にでございますけれども。

拳ノ川保育所の後につきましては、来週、12月22日付で、区長を通じまして、部落や各種団体にその要望調査を取りまして、お願いしまして、それで検討していきたいと考えております。

現在のところですね、あそこにインターチェンジが来るということで、いろいろ一定、北部地域の核となると思いますけれども、現在、手を挙げているのはですね、拳ノ川校下の区長さんの強い要望がありまして、中村警察署、拳ノ川駐在所の存続、そういうものがありますので、その移転地として1つがあります。

それから2つ目はですね、現在の保育所の跡地が、先ほど課長から申しましたように、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのもいくらか緩和されておりますので、そこにもし、この北部の希望があればですね、十分、入る可能性はあると思います。

原則的には、公共性、地域性を考慮して検討していくようになると思いますけれども、その拳ノ川保育所の跡地は運動場と、現在の建物と、結構スペースがありますので、それは十分、考えていけると思います。

それからもう1つはですね、今、質問になりました、佐賀温泉の1つの建物とか、まあその近隣に、そういう農産物等の販売コーナーがどうかということありますが。これは、経営者が個人の会社でございますので、そこがいろいろ考えていくので、私どもがどうのこうのとは言えませんけれども、まあできたらその協力要請等は、いくらかはお願いできるかもしれません。これはあくまで、経営者の考えになると思います。

そういう意味で、アンケートを。要望を取った後にですね十分、検討できる余地はあると思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

要望を出すように、また、北部地域の人たちにも言っておきます。

あそこに道ができるということで、すごい住民の方たちも、すごく心待ちにしてる点もあるんですよね。そういう意味では、やっぱり北部がもうちょっと頑張ってやっていかないかんということで、おかみさんたちも

ほんとに頑張ってやっております。

そういうことで、ぜひ、この地域で、民間の企業で、土地も提供してくれる、建物も建てたらどうやっていうことも言われておりますが、なかなか、みんな今まで出店しての方でも、よく出してる方でも、年間にしたら5万円ぐらいのものなんですね。そういうことを考えたら、本当にこの地域に農産物を出店するような場所を持って、維持管理をしていくかっていうことになれば、なかなか、お年寄りのおる中で大変なものだと思います。その5万円でも、孫に何か買うてあげられるし、すごく助かってる、早いこと再開してもらいたいっていうふうな要望も出ておりますが、なかなか、その北部地域が建物も建てて、維持管理をしていくっていうことになれば、ほんとに大変だと思いますので。

ぜひ行政側も、民間ではありますが、そういうふうな要望もしていただきたいっていうことの話も出ておりますので、ぜひ要望していただきたいと思います。

ほんとに、百姓をしながら、年金もらいながら、米・米クラブらも、ほんとに頑張っておるんですよね。そういう意味では、やっぱり地域で、そういう人たちが立ち上がってやっていけば、若者も帰ってくるんじゃないかというふうなことらも言われますので、そういう意味では行政もぜひ、大きな支援をしていただきたいなと思います。

ちょっとだけ、答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

来年から再開されると聞いております佐賀温泉のスペースの中に、地域の農産物等の販売コーナーを設けることについてはですね、大変いい案だと思いますけれども、これはやはり、その経営者の考え方でありまして、そこに置くことによって、一定の時間の入会費等も必要になりますので、それはなかなか経営上どう考えるかは、私どもがどうこう言えることではありません。

ただ、お願いをしてですね、その外の部分に、一定の農産物等の販売コーナーを設けて、そこに北部活性協議会が人を置いてですね、運営できるようなことを考えていくれば、それはまた、相談もしよいと思いますけれども。

どうしてもその個人の経営のことがありますので、それ以上はちょっと、答弁しかねます。

（山下議員から「はい。どうも、ありがとうございます」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで、山下伊都子さん的一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

次の質問者、山本久夫君。

19番（山本久夫君）

おはようございます。

それでは、通告書どおり1点、庁舎建設についてということで質問させていただきます。

これはですね、6月議会で、もう庁舎の位置の検討している検討委員会から答申が、遅くとも12月にはいただくという、6月に答弁がありましたので、当然、答申が来ているものと思って、この質問を書きました。

でも、前日、何かの質問を聞いてると、答申はまだいただいてないということですんで、その点について、なお聞きたいと思います。

町長は、確かにその検討委員会ですから、町長が主だった地域審議会の委員であったり、各種団体の長であったり、それから有識者、それから部落区長さんの代表とか、佐賀と大方のバランスを取ってですね、それぞれ適任者を任命、委嘱されてですね、委員に。検討委員会をつくられています。

つくったら、その委員会の運営は、委員長を互選して決めて、その委員会の運営自体がもう委員長に委ねられるわけですから、なかなか、町長が12月に出せ、ほりや、答申がいただくといつても、なかなかその委員会の運営上、だから難しい点もあったかもしれません、半年前ですから。6月にそういう、議会で答弁をしたわけですから、一応、委員長に対しては、こういう答弁をしてるから、少なからずとも12月初めぐらいには、答申をいただきたいというような要請をすべきじゃないか。

そうした要請は、まずしたのかどうか、ということを1点、聞きたい。

それと、その中で、もともとその執行部としては、どの場所に新庁舎を建つたら理想であるかとか、その黒潮町の発展のために寄与する建物になるかということは、一切ないわけで、町長が、その条件的なことは一切触れず、選考の項目も全くなく、白紙の状態で検討委員会に頼んでいるわけですから、そのへんも踏まえてですね、検討委員会で出た結果というのは、尊重するということをずっと今、言い続けてます。

そしたら、聞くところによると、3カ所がああ出ていると、候補地として。そういう部分も聞いてますので、こうした今の段階の検討委員会の中身、こうしたもんについてはどう考えているのか。そのへんを、1回目にお聞きしたいと思います。

それと併せて、今後の対応ですが。対応については今までどおり、また次の3月議会ということになるのか。その点、いつになつたら決まるのかいうことが、大変疑問に思います。

取りあえず町長の発言ですから、議会で答弁したことにはある程度責任を持ってですね対応しないと、いつまでたってもね、そのときが来たら6月に答えて、12月が来たら、また12月にそこらのことは適当に答えて、また3月が来たら3月で答えて、というようなことでは、これ大事なことですから、非常に。

こうした点も踏まえてですね、ご答弁をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

山本議員のご質問にお答えを致します。

庁舎移転建設についての件でございますが。先の11月26日に開催を致しました、第6回目の庁舎移転建設検討委員会で3カ所の候補地が選定され、現在、意見書をまとめているところですが、最終的に、1月になつてから答申をいただこうかと思います。

この3カ所については、検討委員会で順位が一応、つけられました。そういうことでですね、順位はついておりますけども、検討委員会の答申で3カ所選んだということで検討していくと、決定するということになろうかと思います。

12月と言っていたのが1月になるということで、会の方にですね、その旨を要請したのかということでございますが。当初から、12月中には答申を受けるようなことで進めたいというふうに言ってきたところでした。

今の段階でということでございますが、正式に答申を得まして、1月以降に、広報にもですねその内容を搭載致しまして、町民の皆さんいろいろな意見が出てくると思います。それを参考にして、場所の選定をしたいというふうに、基本的には考えております。

ただ、この場所につきましては、一定、常識的な場所の選定の基準というものがあるわけでございますけど

も、そういうものを抜きにして、委員のそれぞれの、とにかくいいと思う所を選ぶという形で選定されましたものですから、非常に慎重に取り扱う必要があるというふうに考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再質問します。

町長、また答申をいただいて、1月ごろには答申をいただくということですが。その町長の言うね、慎重にというかね、検討委員会の結果をですよ、広報に出して、また住民の意見を聞いて、いうんですけど、検討委員会はじゃあ、何でつくったかっていう基の話でね、それは行政運営上やる手法であってね、要は。町長が、何も場所が分からんから、どこにやるか。執行部にそういう素案がないから、検討委員会に聞いてみましょうと。ただ、検討委員会も道で会うた人じやいかんから、それぞれきちんとできる方、そういう人をきちんと選んで、それが黒潮町住民の総意になるような形を整えて、検討委員会に諮問をするわけでしょう。だから、慎重に、慎重にいうたら、いつまで慎重にやるがです。わけの分からん。

そのへんがね、検討委員会を軽々しく見ることに、結果にもなるわけですよ。住民に聞いて、あこがいかん、ここがいかん、3カ所以外のほかがええいうたら、また考える。そんな話になるわけで、やはり、町長としてきちんと方向性を付けてあるんであれば、そういう行政運営の順序を踏んでるわけですから、検討委員会から出てきたことは尊重すると。その中で3カ所が出ちゅうんだったら、3カ所を対してやっぱり、どう考へても検討委員会の中では1番、2番、3番があるわけですから、その中で、優先順位は嫌でもつけないかん。そうした検討をするべきやないです。何かそのへんがね、軽々しく決定ができない、できないと言ひながら、存外、軽々しく、人には頼みゆうんですよ。

頼まれたもんもね、困る。検討委員会が出した答申は、答申の、意見の1つですか。委嘱して、たいぢやあ集まって、みんなでワイワイワイワイ、ガヤガヤやって、その答申がよね同等ではいかんわけでしょう、ほかの住民の意見と。どうしてもそうやって考えたらね、何のために検討委員会を開いたか分らん。それが町長、僕は妙にね、町長の考える庁舎の問題と、どこにしたいかいうところに、うんとずれがある。

何のためにこれ移転するかです。56号の改良のためでしょう。56号はようして用地は買う言う。これ、民間のね家の立ち退きと違うてね、国交省は。民間であればね、1つ60坪の家を建つちよら、60坪に見合う補償をして、その人がどこへ住もうが、20坪の家建てろうが、どうでもええがですよ、それは。

しかし、公のこういう役場はね、どこに建って、この自治体の規模に合わした、職員数に合わした規模の建物を建って、いくら補償しますいう話。だから、場所が決まると、いつまでたってもこの補償いうのはね、公同土はできんがですよ。だから、早く、のく所を決めないかん。そういう所もうんとあるわけですから、一番最後でええちゅうようなもんじやないですよ、ここは。だから、ほかの議員も言われゆう、役場の補償がなんばやいうたち、一切分からんのですよ。出しようがないんですから、行く所が決まらん限り。そうしたもんです、この庁舎いのうのは。早くしないとこれ1階と2階、トンネルになるぜ。だから、庁舎のことは早くしなさいと。

6月議会には、平成25年には落成やいうた。来年、22年度。やっぱりもうちょっとねえ、こういう大事なことは、これは反対も賛成もあるけど、やらないかんことですよ、これ、どうしても。やらないかん手段を検討委員会に委ねちゅうわけやから、その結果を早くもらって、決めたらええんよ。ここにする。そういう決断を

せんずつおって、慎重に、慎重にいうがやったら、慎重にいうがやったら、検討委員会らあ頼まれん。住民にアンケートを取つたらええ、どこがええか。そうして、多い所へ建つたら一番ええ、そうなるでしょう。

だからすべてがね、運営している行政運営が、おかしな方向に、おかしな方向になる。決めた人が悪者なるやん、いつまでたっても、びしっと言わん限り。町長が頼んで、決めてもらうたがじやき、文句があるかいうばあにやらなあ、こんなものは決まらんですよ。

町長、じゃあ次の3月議会までに、場所を決めますか。21年度中に、決定されますか。

再質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ちょっと、お答えをするわけですけども。

その今回の検討委員会がですね、非常にこう、これをよく理解していただきたいんですけど、我々としては基本方針、あるいは12項目というようなことですね、この庁舎の位置というのは町政をコントロールしていく拠点になるわけでして、その庁舎の位置はですね、地方自治法でも、住民の利用に最も利便であるように、交通の事情、他の官公省との関係について適当な考慮が払われなければならない、というふうにあります。

そういうことで、私どもは、新庁舎の位置決定につきましては、住民合意を第一に考えて、将来の動向を考えつつ、利便性、周辺環境への影響、安全性、市街地形成等々に寄与する場所をということで、議論をしていただけたというふうに思っておりましたが、どうしてもですね合併して、旧大方、佐賀という、こういう構図もございます。

それと、我々としては、今の現位置周辺にですね、いわば平地に、いろんな施設等々も、駅をはじめですねあるわけですので、利便性の点ではこれに尽きるというふうに考えておりましたが、まあそういったことがなかなか、対立の構図といいますか、そういうことで議論されまして、まあ、先の3カ所に決定したということです。

私は、ほんとに黒潮町の将来のまちづくりその他を考えたときにですね、この平地と高台というふうに考えたとき、高台では孤立してしまう、役場だけがですね、孤立してしまうと。周りに、役場に付随したいいろんなものができるという構図には、なかなかなりぬくいという現実があろうかと思います。

それから、平地の場合はですね、何といつても津波災害に対する懸念というものがあります。そういう相反する2つの矛盾がありますので、なかなか私も正直、決断をしづらいところがあります。

しかしながら、3月議会までには、遅くとも決定しなければならないというふうに考えています。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

再々質問します。

町長ね、妙に、分かったような分からんような、また振り出しに戻るような答弁をいただきましたけどね。最初から出しやあええじゃないですか。その地方自治法でね、町民の利便性を優先しなさいという話がある、法律上。そういう縛りがありますよと。

しかし、この黒潮町で、じゃあどこが一番、町民の利便性にかのうてます。今のこの庁舎、利便性、整うてますか。駐車場は少ない、ねえ。佐賀の人は遠いぜ、いつまでたつたち。

だからそういうのをね、町長、僕は3回目やから、もう後は聞けんわけですけど、ええかげんな答弁を最後にされたら困るわけだね。

検討委員会は何のために、ほんまに、意味も成さん、ほんとに。今、出した結果が、こら困ったもんじや、こんな所には困るぞ、いう話。高台じゃったら孤立する、じゃあ低い所は、おんなじように沈むぜ。一番の基地になる所が、もう津波が来らあ、みんなは沈んで一緒でないなってしもうたら、どこへ頼むが、僕らは、町民は、高台へ残るばあでも立派よ。そのへんをね、町長、妙にはき違えてないですか。検討委員会にあなたが諮問したんですよ。誰つちやあ言うてない。

それだけ地方自治法でもくくられ、いろんな賛否両論ある、難しい。なかなか執行部だけでは決断し難いから、住民の代表に聞いてみましょうというて検討委員会をつくって、くどいようですけど、その考えてみてくれませんかと。その代わり、皆さんのが一生懸命考えたことは、答えについては尊重しますという話で始めたがでしょう。それほど今の近くにないといかんいうがやったら、最初から言うたらええ。現庁舎の近くに建ちたいと思いますが、いかがなもんですかいうて聞きやええ、検討委員会に。自由にやってください、自由に討論してください、自由に審議してください、場所はどこでも構いません、いうてやつちょっとよね、高台へ行たら孤立する、そんな話があるわけない。おかしいと思いませんか。聞いてですよ、人に頼んで、ええ返事が来らつたら無視する、そんな話がね、行政で通るわけないやない。それやつたら、アンケート取りなさい、住民に。高い所がええか、低い所がええか。何でそういう手法を取らずして、思わぬ方向へ行くとね、濁らしていく。検討委員会もたまたまもんやない、委員の値打ちもない。誰が、その値打ちを落としゆうわけ。

3回目やから、答弁は、再々質問でもう終わりやから、ええかげんなこと言われて、またそれで終わる。

必ず3月議会、少なからず。早ければもっと早くに場所を決定して、町長、間違いなく報告、決定できますか、必ず。

それから、1月に出てくる検討委員会の答申は尊重するか。

この2点だけ、もう一度、確認します。あいまいな返事やなしに、そのことだけ言うてくれたらいいいですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えをします。

検討委員会の結果については、先ほどの答えですね、尊重するという言葉を抜かっておりました。先の竹下議員のお答えには、当然ながら尊重致しますということを申し上げました。

それで、3点をですね、順位はありますけども、これは3点を選んでいただいたということで、その順位も当然、尊重はしなければなりませんけど、最終的には私が決断しますということを、検討委員会にもですねちゃんと言っておりますので、検討委員会を無視をしたとか、そういうことにはならないんじゃないかなと思ってます。

そして、いずれにしても1月に正式な答申を受けるということですので、それ以後に決定をしなければなりませんが、事の内容を考えますと、3月議会までには決定したいというふうに思います。

（山本議員から「はい。終わります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

次の質問者、小松孝年君。

14番（小松孝年君）

議長のお許しをいただきましたので、今回は2点についてお伺い致します。

1点目は、黒潮町の活性化についてということの所で。

自分はですね、議員になって初議会での、一番最初的一般質問で、これからまちづくりは、住民と行政は協力し合い、連携していくかなければならない。そのために、まず取り組まなければならないのは、住民と行政間の信頼関係と、理解の構築が必要不可欠だと思うが、その方策についてはどう考えているかという質問の中で、町長が答えてくれたのが、行政と住民の皆さん情報共有することが一番ではないかと思う。これからは計画の執行や透明性といった、徹底した情報公開と、多様な住民参加方法を行政自身が考えなければならぬ。いかにして民意を酌み取り、いかにして民意を反映させるかということを、住民と協働する行政執行の入口と考えている、と言っていました。

私はこの3年間、今回で12回になりますが、ずっと住民と行政間の信頼関係を修復するための質問をしてきたつもりです。

のために、まちづくりとか活性化といったような言葉で質問してきましたが、私の質問をどう理解されたか分かりませんが、町を良くするためには、まずは、住民と行政間の信頼関係をつくることが先決で、これが、まちづくりとしての土台づくりではないかと、私は思っております。これから、黒潮町を元気のある町ということにするためのシナリオの1ページではないか、というふうにも言ってました。

町長も、いろいろやりたいことはあると思いますが、まずはこれができるないと、まあ土台づくりですよね、それができないと、何をやっても空振りするのではないかというふうに思います。

そういうところで、この質問の要旨の4点について、町長に答えていただきたいのですが。

マル1として、町の活性化についてどう考えるか、ということです。これはさっき言った、土台づくりをどういうふうに考えているか。

2として、住民の声は聞けてると思うか。

それから3、住民との協働ができているか。これは、住民が協力し合う気持ちになれているかというふうのことです。

それから4は、黒潮町で行われている行事は、住民が期待するものがあると思うか。住民が見たい、参加したいというイベントは少ないと思うが、それは何が欠けていると思いますか、という質問です。

4番目は、こういう町のイベントなんかはですね、住民の横のつながりをつくるために大切なことですが、その横のつながりつくるためのそうゆったイベント、行事ができるかと。どうしても外向けばかりの行事ではないかというふうに自分は思われますが、その点をお聞きしたいと思います。

これ、1回目の質問です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

小松議員の、黒潮町の活性化についてのご質問にお答えを致します。

まず、1番目が、町の活性化についてどう考えているかということでございますが。私は、ほんとに住民の皆さんと協働するには、情報公開が一番必要なという思いで、いろいろな形でホームページ等も利用してです

ね、財政シミュレーション等もそうですが、今までなかつたこともやつてきたつもりです。

それから、よく黒潮町の印象としてですね、これは私の口から言うことはおかしいかもしけなせんけど、他の市町村長ななんかによく、黒潮町、元気なね、というようなことを言われます。が、実際にはそうであろうかという疑問も当然、あるわけですが。

そんなことで、こういった議員の質問の内容につきましては、これをこうしたから、こうなつてますというような、単純なものではないということで、先ほど申し上げました、情報公開と住民参加ということを基本にですね、職員の地域担当制だと、いろいろな場面でですね住民の声を聞いてきたつもりではあります。

まあ、議員のご質問がですね、そのようになつてないんじやないかというふうな思いもあろうかと思いますが、この4番目にイベントの問題が出ておりますけども、確かに、私も疑問を感じるのは、Tシャツアート展とか、非常に大きなイベント、外への発信力のあるイベントをやっておりますけども、これに、地元の方の参加が非常に少ないと。そのへんを、ポスト美術館といひますか、砂浜美術館のイベント等々ですね、もっと地元の人に参加してもらえる方法をということで、いつも思つてるところです。

最近になって、地域で、もちろんこれは私の力というよりは、地域の皆さんの力でございますけども、地域でいろいろな取り組みをするというようなことも生まれてまいりました。それに対して、職員の地域でのお手伝い等々は、随分できるじやないかなというふうにも思つております。

十分な答えになりませんが、そんなような状況かと思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

何回聞いても、恐らくそういう答えだと思いましたけれども。

さつき言われましたように、外から見るとですね、黒潮町は元気なように見えます。実際しかし、ほんと中、住民が元気にやつてるかというと、そうじやないと思います。

ほんとは、元気な町というのは、もう住民から、住民がもう自分からですね、これをやりたい、あれをこうやりたい、で、これやつたらいいんじやないかと、そういう発想がどんどん出てくる町が、元気のある町だと思いますけれども。いかんせん、うちの町は、そういうことがないんじやないかというふうに思います。

で、昨日の下村議員の質問の中にも、町長のカラーが、町のカラーに出るという話がありましたが、今、黒潮町は町長のカラーが出てないじやないかということがありました。

ほんと、町長の考え方は、すごいこういい、素晴らしい考え方、たくさんあると思います。その下村町長がこう、今は死んでるように思われますが、その原因は何ですか。

まあ、合併直後で調整期間ということで、何かと慎重にならざるを得なかつたのいうことは分かりますけれども、町長は、下村正直というぐらい、正直過ぎるのではないかと、字のごとく。ほんと、完全を求め過ぎてですね、言葉は悪いのですけれども、何か、行政ロボットになつてゐるような印象を受けます。あんまり、そういう完全を求め過ぎるとですね、人というのはこう取つ付きぬくいものです。そういうところが、住民がちょっと離れているところの原因じやないかと思います。そういうところも、今からこう直していただきたいと思いますけれども。これはほんと、自分たちの声というか、住民が思つてることじやないかと思ってますので、しっかりそういうがを受け止めてですね、やつてほしいと思います。

ほんと、いつも言われるよう、いろいろものも知つていますし、すごいこう発想もいいとこありますんで、それを生かせるようなですねリーダーシップというか、そういうものをほんと、取つてほしいと思いますが。

それと、さつき、最初に言いましたように、今はほんとに外向けばかりの政策みたいな感じがしております。で、ほんと地道にですね、内向きな政策をしてもらいたいわけですけれども、その点について、2問目の質問を致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まじめ過ぎる、あるいは行政ロボット、褒められるとなのか、けなされておるのか分からん、悪い言葉ですが。まあ、それはともかくとして、私の政策が見えぬくいというようなことは、私自身も聞かされてはおります。まあそういったことで、そういう感じを町民の皆さんのが受けておるんだろうなというふうにも思います。

しかしながら私は、合併してですね、さまざまな調整事項等々に立ち向かってきたつもりですし、そういう中で、特定の組織とかグループとかいう方を、庇護（ひご）を受けるというような構図だけは、この合併の新町の融和をつくり出していくためには、あってはならないというふうに思っておりましたので、そういうことは一切なしでですね、公平にやってきたつもりでした。

それが、合併のせいばかりではないですけども、もう1つ、いろんな意味でですねいろんな試みも致しましたけども、次の段階へまだまだ進めてないんじゃないかなと思います。

もし、もう1期やらしていただけるならばですね、今まで仕込んだものを一気に爆発したい、そういうふうな思いであります。

よろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

ぜひ、そういうふうな気持ちでやっていただきたいと思います、表に見えてくるようにね。

ほんで、そうですね、今日の質問の中でですね、1番の、町の活性化についてはどう考えるか、というのがありますけれども。

最後にですね、よく言われます、町おこしは人おこし、その町の人がおこすことやと言われますけれども、その点はどういうふうなことをすれば、町長、人をおこすことができると思います。

それ、最後の質問にします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大変、難しい質問です。

やはり、住民の皆さんですね行政と近くなつて、理想とするならば、行政に対して住民側はむしろ、親心になるといいますか、行政、しっかりとやりようかよ、というふうに思っていただけるようなところまでいけばですね、いろんな意味で元気になるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、大変抽象的な言い方にはなりますけども、住民と行政との協働ということが、何をするにも必要かと感じております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

ということで、次の質問に移りますが、まあ、まずは信頼関係と、そういう行政と住民とですね、それを築かなければならぬと思います。

そのために、いろいろやらないかんことがあると思いますけれども、そこで、この2問目、観光、合宿の誘致について、ということを2問目に問います。

振興計画にある観光、合宿誘致の方向性をどう考えるということで、マル1として、アスリートや学生など多く訪れるることは、町内がにぎやかに活気が出てくると思います。黒潮町は、受け入れ態勢や、勧誘、PRが弱いのではないか、というのが1つ目です。

それから、ちょっとこの2個目の、マル2と、ほんとはマル3というふうなつもりで書いたわけですけれども、ちょっと3が抜かってましたが。合宿誘致においては、距離、交通不便のハンディを補うために、何か策は考えているかということ。別に、そういうこと今までなかったので、考えてはないと思いますけれども、今からどう考えていくかということを聞きたいと思います。

ここは、ほんとは3になるわけですけれども、これはもうやけっぱちみたいなもんですが。高速道路が東西から延伸してきておりますが、黒潮町だけがこう途切れた状態になっております。この町全体をですね、高速道路にあるあのサービスエリアに見立てて、まちづくりを考えはどうかと、まあ、ちょっと、やけっぱちなような感じですけれども。今日の、最初の町長の話の中で明るい兆しということで、8の字ルートを今から進めていくという話もありました。

まずは、この要旨どおり質問致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

それでは、小松議員の質問事項の2の、観光、合宿誘致について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、アスリートですけれども。アスリートと学生などによる来町によってですね、町内の活性化にかんしての受け入れ態勢や勧誘、PRが弱いのではないかという質問ですが。議員が言われるようにですね、今までイベントを中心に観光業務を行っていまして、スポーツ合宿誘致の面での取り組みが弱いとのご指摘にはですね、私も反省を致しております。

今後、この取り組みについてもですね、積極的に行う必要があると考えていますので、よろしくお願ひします。

現在ですね、雇用促進協議会を中心にですね、土佐西南大規模公園に設置されているスポーツ施設を活用したですね合宿誘致活動を行っているところですけれども、その中で、体育館をはじめとする施設がですね、施設面ではですねいろいろとそろっていますけれども、ウェイトトレーニング器具ですかね、そういうもんの不備とか、ナイター設備の不備などの課題もありまして、先にですね高知県に対しまして、合宿誘致にですね不可欠でありますので、早急に整備していただくよう、要望活動を行ったところです。

町としましてもですね、受け入れ態勢や勧誘、PRについてはですね、十分な対応ができないと思いますので、今後はですね、今、取り組んでいただいておる雇用促進協議会やですね、砂浜美術館との連携を密に取りながらですね、進めていかなければならぬと考えております。

それから、合宿誘致においては距離や交通の不便さを補う策を考えているかについてですけれども。アスリートの合宿についてはですね、交通の便だけではなくですね、その他それぞれ条件があると思いますけれども、

現在の交通不便についてはですね、どうもし難いものがありますけれども、金銭面では支援はなかなか難しいかもしれませんけれども、できるだけの支援をしたいと考えています。

黒潮町のですね自然環境やですね、施設環境のPRはもちろんですけども、例えばですね、現在、東海大学での取り組みを行っていることやですね、町としましても、高知大学との連携協定の中でも協議会の項目の1つとしてですね、砂浜と土佐西南大規模公園の施設を活用したですねスポーツ合宿についても話し合いを行っていますので、砂浜トレーニングの効果、およびですね、カツオに含まれるアンセリンによる疲労効果、そういうもんを売りにですね、カツオを中心とした食事を取り入れたですねトレーニングメニューなどによってですね、合宿誘致を勧めるというようなことですね、そういうことをPRしながらですね、距離的ハンディを補うような取り組みも考えたいと考えています。

また、後段の部分の、町全体をサービスエリアに見立てて、まちづくりを考えてみてはどうかという部分ですけれども。これについてはですね、町長にお答えしていただきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

失礼しました。

小松議員の、観光、合宿誘致等についての質問にお答えを致します。

今朝ほど申し上げましたように、高速道路の延伸もですね、非常に明るい兆しが見えてきました。まだまだ確かではありませんけども、我々そういう希望も持つて、これから進めていかなければならないというふうに思っております。

そんな折、この大方地域の計画というのは、いまだないわけとして、いずれにしても、この高知から松山のこの太平洋、あるいは瀬戸内海を巡るルートについては、この辺りがですね一番後になるんじゃないかと。それまでには、まだまだ時間があるのかなというふうに思います。

そして、佐賀の方では、いわゆるインター・チェンジがですね計画されておるわけとして、そこで、道の駅もただ今、計画されております。それから、大方域にはビオスがございます。こういったこと。

あるいは、西南大規模公園等を軸にしてですね、地元の農家民泊、あるいは魚家民泊、また、既存のホテル等々と連携を図りながら、この、いわばミッキングリンクというふうによく言いますけども、一時の期間、高速道路がまだ建設されない所に位置する私たちの町の観光を、そういうふうなとらえ方で考えていかなければならぬというふうに思っています。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

今、いろいろとお答えいただきましたが、さっき課長が言われたことは、ほとんど自分は知ってまして、課長より詳しいがやないかと思うがけやんど。

ほんで、ナイター設備の不備とか言いりましたが、あれは違います。雨天練習場がないということだと思います。ほんで、まあそれはええですけども。

それからさっきの、町長がお答えいただいたのは、道路の関係で答えていただいたと思いますけど。自分は、この高速道路が東西からという後段ですね、まあそういう発想でやったらどうかということです。

ほんで、この一般質問の最初のころですね、町長が、今、国土交通省の事務次官の方とも会われて、話をしましたと言っておりました。で、その中で、もっと特徴を表して訴えたらどうかという話やなかつたかと思います。そういうためにですね、いろいろ特徴あるまちづくりをしていかないかんわけですけれども。

実際、その事務次官、今は谷口さんだと思いますが、あの方も、この大方の浜に1回、来ていただいておりました。自分たちが、くじらに会える道をつくる会ということで、高速道路延伸のそういう団体をつくっておりましたが。来ていただいたのはですね、まあ大ぼら吹きというか、向こうでちょっと飲み会があって、そのときに、もう、くじらがぽんぽん見えるとか、むっちゃくちゃ大ぼら吹きをしてですね、そしたら、もうぜひ行ってみたいというふうな気持ちになって、来てくれたわけですけれども。まあ、そういった駆け引きじゃないんですけど、そういうがも大事でして、まあ、いろんな発想で、いろんなまちづくりをしていかないかなと思います。

で、ちょっと本題に返りますけれども、アスリートや学生などがという所ですね、実際今は、雇用促進協議会、ほんと前回と違つてですね、かなり、いろいろまちづくりにかんして、ほんとにすごいこう強力なメンバーというか、スペシャリストを備えてやってくれていると思います。ほんとにこういう実際、雇用促進協議会というので、雇用にかんしてやらないかんという、かなりの制限がありますけれども、ほんと今からですね、町をつくっていくんでしたら、そういういた勧誘とかPRなんかをですね、ちょっと今の状況見ると、その町の行政ではなかなか、人数的にも難しいし、人材的にもなかなか難しいとこがあるんじゃないかと思います。そんなこと言うたら怒られるかもしれませんけど。

ぜひですね、雇用促進協議会も2年ぐらいで終わると思いますけれども、引き続きですね、そういう活動を今のメンバーの方々にもお願いしてですね取り組んでいかなければ、前に進んでいかないかんのじやないかと思います。

で、ちょっとですね、自分たちがこの前、議員の研修旅行で、ちょっとこの話は先にも出てましたけれども、こういうスポーツ施設を生かしたまちづくりをしている所がありまして、これは綾町という所です。九州の綾町。その研修中には、議長には、あやまちとか、まちと読んだらいかんと言われてましたけれども。綾町ですね。

ここはですね、人口7,500ぐらいの町ですけれども、この町はですね、人口が減つてないそうです、ずっと。むしろ今、増えているそうです。ここはスポーツ施設を、さっき言ったように、生かしたまちづくりをしている所ですけれども。サッカー場や野球場、それから平成17年にですね、てるはドームという、大きな体育館みたいな、雨天練習場のような、そういうふうな施設を造っております。これは、当時、過疎債で造ったと言いましたけれども、最近、人口が増えてきてる関係で、もう最近、過疎債も使えんなつたというふうにですね、まあうれしいような嘆きをしておりましたけれども。

ほんでここはですね、ちょっとパンフレットを読んでみると、教育、スポーツの合宿、交流の里としてですね、郷土に愛着を持ち、国際感覚を持って世界に大きく羽ばたく青少年を育てるために、国際交流、教育文化交流、スポーツ合宿交流に力を入れてます、ということです。で、一流のスポーツ選手の合宿も年間を通じて行われております、一流のプレーヤーが直接指導も行ったり、出会い、触れ合いの中で、青少年に夢と希望を与えています、というふうなことを書いておりました。

ここにはですね、また、そういうスポーツを誘致するための合宿センターというのがあります、これは、その町が運営してる合宿センターみたいです。ここはですね3カ所あってですね、地元の雇用もかなり、そこでやっているみたいです。

こここの経営はですね、黒字にならなくてもかまんというふうな方針でやってるみたいです。仕入れは、町内で全部すべて賄っているので、結局は、町民にこう返す形になると。そういうふうな考え方で運営しているということでした。

またですね、宿泊はですね商工観光の方で受け持つて、それから、町の活性化委員会というのがあってですね、その会長は町長が務めて、で、あの役員さんというか会員は、課長さんが全部務めてると。その方々ですね、宣伝やアピールを一生懸命行っているという町です。

その研修のときに、その議長さんが来てくれて話していただきておりましたけれども、ほんとに、肥やしをまかないと、花は咲かないというふうなことを言っておりました。それとか、野菜を作るのは土からとか。まさにそうですね。そういった、まちづくりもそうですけれども、とにかく、その足元をしっかりと固めないとできない。それから、肥やしをまかないと、せっかくいい施設を持っていてもですね、生きないと。何を言つてるか、ちょっと分かりますか。

そういったことが、ほんとにうちの町はスポーツ施設がいっぱいあって、ほんとにそういう可能性があるのに、できない。もう、こんだけ自分たちは、ジレンマに悩まされることはないです、本当に。

そういった意味ですね、ぜひ、そういったところもありますので、ぜひ、うちの町も、負けないぐらいの施設を持っています。ほんで、そんな大きなドームを建てれというわけじゃないです。そんな、15億ぐらいしたみたいですけれどもね、そんな施設はうちは要らなくて、その代わりに砂浜があるですから、そういうことを利用したスポーツ誘致とか、そういうがをやっていかなければならぬと思います。

で、その人口が減ってない理由を聞いたわけです。こういうことが関係あるのかなと思うて聞いたわけですけれども、そのへんの調査はしていないということでしたが。自分が思うにはですね、やはり、町にそういう有名なアスリートや、それから、いろんな方が合宿に来てくれる。そういうふうにぎわった町はですね、その町に住んでる若者たちもですね、やっぱりその町に誇りを持つ。前に、町長も言つてましたよね。例えば道路の話で、いい道路があつたらその、誇りに思うとか、その町を。そういうことを言つてましたので、それとおんなじような形で、町がそういうふうに、よそから良く見られてこっち來ると思えば、自分の町はいいもんだと思いますので、そうなつてくれると、人も若いもんも残りたいという気持ちになると思います。で、人が残つて、人が多くなれば、勝手に雇用の場も生まれてくるわけですからね。それと、よそからもいっぱい人が来ます。人が来たら、ここへ見てくれたら、この町の良さは分かるわけですし、ここで食事をしてくれたら、この町のおいしいものがいっぱいあるということもPRできるわけです。

で、この前、高知大学がたまたま、これもたまたまですね。全部聞いたらここが空いてたから、ここでちょっと合宿というか、を開いたわけですけれども。その高知大学、地元、高知県のように自分たちはずっと思つて、感覚的にはそうなんですけれども。その実際のその選手たち学生たちはですね、来て話してみると、やはりもう全国各地から来ます。九州からとか愛知県からだと、それから、千葉県の方から来てる子もおりましたし、いっぱいおりました。その子が砂浜見てですね、こんなすごいきれいなところが高知県にあったとは思ひませんでしたと、来て、見て、初めて分かる。とにかく、人をここに呼び込む作戦を取らなければ、そういういとこをいくらアピールしても、PRしても、分かつてはもらえないです。実際、見てもらうことが一番大事やと思いますんで。

そういう点でですね、もっとそういう方面的、アスリートやそういう合宿誘致についてですね、もっと力を入れるべきではないかと思います。

それがですね、町が元気になる、1つの土台づくりにはなるんじゃないかというふうに自分は思つております

すが、町長はそういう点はどういうふうに考えておりますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えを致します。

観光客の誘致ということで、話が集中しているわけですが。黒潮町全体を考えてですね、そういうしたことでも潤っていくようなとらえ方をまずはしなくちゃいけないわけですけども。

議員も言われたようにですね、この白砂青松の自然というものが1つの大きな資源でございますので、これに対して、町がですね積極的に保全を図っておるというようなことを内外に示す、そういう基本的なところからですね進めていくべきかなと思いまして、現在、わずかですけどもそういう機運のきっかけとして、白砂青松を復活するということを一部やっておるわけですが。

そういう機運の下にですね、今言う、雇用促進協議会等でアスリートの誘致とか、いろんな試みをしていただいております。そういうことを肉付けしていければというふうに思っています。

また、後でご質問がほかの議員さんからございますので、観光については、また述べさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

あんまり言うと、しわいと言われますけれども。

まあね、そうやって白砂青松、言われます。ほんと、そういうとこを守っていかないかんと言いますが。

まあ、ずっと前から言っていますけど、うちのそういうスポーツ施設、球場と補助グラウンドありますけれども、今度、ナイター設備をつけてくれるということで、すごいこう、町のというか、そういう使ってるメンバーは喜んでいます。ほんでもまた、トイレも造ってくれるということで、すごい喜んでおります。

ただ、その野球場の方もですね、もっと力を入れてですね、松原をきれいにしようやけど、そこに、もう目に見えるその球場がどうしても寂れて、もういっております。全然、管理の手が届いておりません。ほんともう、ボランティアで自分らがこそこそやってるだけでですね、もうそれも限界があります。

で、ぜひですね、そういう自分の町の、自分の持ってるその施設ですね、もうちょっと大切にする気持ちを持ってほしいと思います。もう全部いつも、この町の悪いところは、ボランティアに頼り過ぎるいうところがありますんで、まあ結局、そこに誰か管理してくれる人を使えばですね、そこでも雇用の場も生まれます。そんなにいっぱい、ずっと詰めて行かんでもええわけですので、臨時的なもんでもいいですので、そういうふうにやっていただきたいと思います。

そういう点をもう最後、質問で、お答え、お願ひします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再々質問にお答えをします。

施設整備というのは、非常にお金が掛かるということで、なかなかようやってないというような現状がある

わけですが。確かに、小さなことからですね、できることからやっていきたいと思います。

また、アスリートの誘致の関係、合宿誘致の関係ですね、県の体育館のトレーニングルームがあるわけですから、あそこへの器具の設置を、この前も、高知本課の方へ強く要望をしたところでした。

そういうことで、ボランティアの皆さん的手も、また、そういう県の当局の予算も頂きながらですね、町もそれなりの負担をしながら、少しずつやっていきたいと思います。

(小松議員から「はい、終わります」との発言あり)

議長（小永正裕君）

これで、小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩致します。

休憩 10時 43分

再開 11時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、西村将伸君。

5番（西村将伸君）

それでは、議長のお許しをいただきまして、通告書に基づいて、今回、2つのことについて質問させていただきます。

1点目に、観光行政についてですが、これは19年12月の定例会に、ちょうど2年前になりますけれども、関連の質問をさせていただきました。

こうして、議会で発言の場を与えていただく中で、私個人の思い入ればかりではなくて、各業界の意見を取り混ぜながら、また、議員研修で学んだ県外市町村のさまざまな成功例、また、その取り組み、事例を、黒潮町の観光行政の課題克服に何とか生かしたいと思っております。恐らく、同僚の議員も同じ思いがあろうかと思います。

その1つが、地域振興につながる観光行政であるわけですが、この2年間の取り組みを振り返ってみるとですね、黒潮町の、さし寄せ計画。その中にある観光振興分野、スポーツ合宿、体験型観光誘致、黒潮町の産業振興推進総合支援事業の黒糖づくり体験学習、ドクダミ栽培体験。また、高知県産業振興計画の、すそ野の広い観光産業の戦略的展開、滞在型、体験型観光の推進。そして、地域アクションプランの19項目目にある、幡多広域における滞在型、体験型観光の推進と、広域観光受け入れの取り組みに、砂浜美術館構想の推進と、こうした新たに5項目の計画に現在、取り組んでいます。

これ以外にですね、通告書に記載した課題について、取り組み状況等今後の対応について、お聞きをしたいと思います。

1つ目に、観光窓口は黒潮町行政にあるのか、砂浜美術館にあるのか。本当に基礎の基礎といったですね、質問をためらうような事柄なんですけれども。

2つ目に、関係団体。幡多広域観光協議会、高知県観光振興部、高知県コンベンション協会など、地元関係業者および関係団体と連携が密に取れているか。

3つ目に、これは、先ほどの小松議員から質問されたことと同様になりますけれども、西南大規模公園にある施設や、大方球場等の利用促進策は取られているか。

4つ目に、黒潮町ホームページでの観光情報を含め、独自の誘致活動策は取られているか。

今後の対応策としては、本年4月23日の新聞に発表されました、国が認定した幡多観光圏整備事業、平成21年5月から平成26年3月までの取り組み状況等、高知県全体の機運の高まりにつながる龍馬伝を含めてですね、土佐・龍馬でい博への取り組み、それらを含め、今後の課題克服に、これは、役場内に観光課を設置するとかいうことがありますね、その後に行政機構改革の中で産業推進室を設置するということですので、このことは取り下げますが、新たに、関係業界や団体を含めた観光協会設立に向けたお考えはないかと。

まず、そのところを1点目、お伺い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員のご質問にお答えを致します。

今議会は風邪をひいておりまして、非常に言葉がはつきりせん分もありますが、ご了承ください。

観光行政を問うということでございますが。いつも、観光に対して、適切なご提言をいただいたりしておるところですが、これまでの取り組みについて、現状をまず申し述べます。

観光窓口は行政なのか、砂浜美術館なのかということでございますが。観光業務は、NPO砂浜美術館に委託をした状態になっております。それで、黒潮町の観光の窓口はというふうに聞かれますと、砂浜美術館です、ということになろうかと思います。

もちろん、砂浜美術館には広域観光受付、案内機能の充実と、イベントの実施による観光客の誘致活動をしていただいているというふうに認識をしてるところです。

行政の方ももちろん、観光の部署の係がですねこれと連携を取りながら、観光客誘致等に努めておるところです。

次に、組織、団体、企業との連携はということで、幡多広域観光協議会、その他の機関が挙がっておりますが。これにつきましては、修学旅行等の教育旅行の受け入れに当たっては、幡多広域観光協議会観光政策課の西部担当、あるいは地域支援企画員、高知県観光コンベンション協会と連携を取りながら、受け入れを行っているところです。

また、観光コンベンション協会ホームページにおいて、幡多地域6市町村および観光政策課が、持ち回りでブログにより観光情報発信を行っています。

今後も、土佐・龍馬でい博四万十足摺エリア観光圏整備事業、修学旅行の受け入れ、産業振興計画の実施など、今まで以上に関係団体と連携を取りながら、観光行政を進めていきたいと思っております。

次に、土佐西南大規模公園にある施設や大方球場等の利用推進策は、ということでございますが。現在、黒潮町雇用促進協議会を中心に、スポーツ合宿誘致活動に取り組んでおり、大規模公園内の施設の改修や夜間照明施設の整備、ウェイトトレーニング器具の整備、陸上競技場の整備、備品整備等について、四万十町（後段で四万十市に訂正の発言あり）と一緒になりまして、土佐西南大規模公園の促進を県庁の方に要望しておるところでございます。今年も、先ごろ行ってまいりました。

今後も、施設の充実を図り、受け入れ態勢を整えていくことで、合宿誘致に有利となるように努力していく考えです。

黒潮町ホームページ等を含め、独自の誘致活動は、ということでございますが。黒潮町雇用促進協議会が中心になって、先ほど申し上げました合宿誘致等をやっておりますが、町としても、ホームページに幡多土木事

務所が作成している土佐西南大規模公園施設のページにリンクを張って紹介を行っており、今後も、ホームページ上に合宿情報コーナーを設置する等、内容の充実を図っていきたいと考えております。

併せて、今後の対応策ということですが。1つは、幡多観光圏の関係でございますが、これにつきましても先ほど申し上げましたように、幡多地域についてはもちろんですが、全国ですね、訪れて、地元ならではのおいしい食べ物が多かったというアンケート調査が、全国的に行われたことがございます。これによりますと、都道府県のランキングはですね、高知県が19年度には1位、20年度には2位ということで、非常に高知県の食べ物はおいしいということで、幡多地域ももちろんですね、そういう状況にあると言つていいんじゃないかと思います。豊富な海産物、農産物等があるということでございますが。

そういうこともあり、幡多広域観光圏の整備事業というものが21年から26年までの取り組みを行つておるわけですが、これにも当然、連携を図りながら、幡多観光の客の誘致を図つていただきたいと思っております。

次に、土佐・龍馬あい博への取り組みということですが。これは、ご存じのように、高知駅の前にですねそういう施設を建てまして、それから、安芸と梼原、土佐清水で、それぞれ関連のサテライトというものを設置しまして、このNHKの龍馬伝の放映の機会に、一举に観光客誘致を図ろうということで進めております。

そんなことですので、黒潮町としてはですね少し、その龍馬伝への関与というか、関連というのはインパクトが少ないわけすけども、こういった地域の取り組み等に、また、高知県全体の取り組みに、全力を挙げて協力といいますか、一緒にやっていきたいということで進めております。

ここで、こういう状況ではありますが、ほんとに私、観光、観光ということで自分自身も言いながら、何ともその切り口といいますか、これというものが、確信を持ったことがなかなかできぬくいということで、いろいろと考えておりました。前にもお話したこともあるかも分かりませんが、どうもその観光というものがですね、1つの町だけで完結するような事業ではないと。少なくとも、幡多6市町村がですね1になって、いわゆるワンストップのサービスといいますか、そういうものを設けないことには始まらないというふうに思いました。

それで、過日、6市町村長と知事とですね、意見交換をする場がございまして、まあ、時間は2時間足らずだったんですけども、私の方から、このことを切り出しました。そうしたら、知事もですね非常にそのこと、あるいはほかの市町村長も重大な問題であるということで、すべての時間をそのことに費やして、話を聞いていただきました。

そしたら、その関係があつてかないか、それは分かりませんけども、後日ですね、観光振興部の副部長が私どもにわざわざおいでられまして、これは6市町村にすべて訪問したということですが。従来ですね、幡多広域の事務組合の方で10億という基金を持っておりました。今年、取り崩した形にはなっていますが。その基金から生まれる果実をですね、幡多広域観光協議会の方へ出してですね、それで、幡多広域の観光協議会が運営されておったという状況ですが。それにしても、ほかにもいろいろな観光関係の組織なりがありまして、どうも窓口がすっきりしないということで、県の方もですねそれに応えていただきまして、このたび、幡多観光広域協議会の組織を強化すると。そして、この年度中に観光業の資格も取つて、来年には法人化をするというふうな形で、この幡多広域観光協議会というものを1つの軸に、幡多全域の観光をですね、連携を持って進めていこうということになりました。それに非常に期待をしております。

ここで行われる内容ですが、幡多の広域的な情報発信と、いわゆるワンストップでの受け入れということ、それから、幡多の特色を生かした、着地方旅行商品の企画販売と。こういうようなことで、法人化をしてやつていくということでございますから、これと呼応して、我々も観光行政をこの機会にですね、ぐっと力強いも

のにしていくというつもりでおります。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

お答えいただきました。ほんとに、さまざまな取り組みということはよく分かります。

ただそれと、議員の私らでも、こういった組織団体、それから、こういう取り組みがあるということは漠然とは分かるのですが、その内容がですね、いまひとつ飲み込めんところがあるわけです。ほんとにこの観光事業というのは、松田の産業振興課長はじめですね、このことに携わるその職員が本当に将来にわたって、その地域へ持続的に恩恵をもたらすと、そんなことの施策を取り組むことの難儀さはですね、質問している私自身、よく分かります。ほんとに、言うは易しですが、実際にやる者にすればですね、大変なことなんです。

確かに、町内でもですね、本年度でも、少しずつですが実績を挙げている部門もある傍らですね、これは、幡多広域の観光協議会事務局の調べですけれども、高知西南地域教育旅行数の推移はですね、平成17年の学校数32校、人数にして4,451人をピークに、下がり続けております。平成20年度は、学校数21校、人数2,536人となっていて、本年度、来年度と、残すところ本年度は少ないんですけども、予約件数から推移しても、さらに減少していくようです。

それと、町長から先ほど言わされた中で、国が認定した、その幡多の観光圈整備事業、21年度の整備事業費補助金1,160万円をこう応募されていますが、対象となる観光圏のですね区域が、四万十足摺エリア、事業名が、四万十の恵みと黒潮の香り、となっています。黒潮の香りというからですね、私は、黒潮町のことかと思うたらですね、土佐清水市のこととしてね、この事業における黒潮町の存在が、私には見えんわけです。

実際に、こういったですね組織会議に出席して、幡多の玄関口であるということを、黒潮町の主張がされているのか、十分。そういうことの疑問を持っております。

出席した際に、せっかく黒潮町もいろいろな企画に取り組んでいるわけですから、どういったことを主張されておるか。

もしありましたら、お願ひしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

まず、1点ですけれども。先ほど、町長がですね、四万十市のことを四万十町と言いましたので、ご訂正をお願いします。

（下村町長から「はい、分かりました」との発言あり）

それからですね、四万十足摺エリアの観光圏協議会のことですけれども。この、四万十足摺エリアの観光圏協議会はですね、地元もですね、町も、商工会も一緒になって、確か、議員も1回、会に出席されたと思いますけれども。その中で、5カ年事業をやっていく中で協議してですね、進んでいる状況の協議会です。

この内容としましては、現在、四万十市、足摺、土佐清水市ですけれども、そこを中心としてですね現在、土佐清水市がですね事務局となって、市町村、県、観光協会、その他観光関係の団体などによってですね組織して、取り組みをしている協議会ですけれども。

この部分ですね、黒潮町の取り組みが弱いというようなこともありますけれども、この協議会はですね、まずは宿泊拠点を置いた中での、それぞれの各地域にですね、イベントなんかをこう、やっていくような事業

ですので。まずその宿泊拠点としてですね、いわゆるその宿泊施設がようけあるですね四万十市、また、足摺、そういう所がですね宿泊拠点として、あと、そこを拠点としてですね、各地域のイベントとか観光的なもんをやっていくことに対してですね取り組むというような形ですので。宿泊施設の拠点とはならないですけれども、今後、今後といいますか今もですけれども、これに出していく玉出しのですね取り組みも考えて、今、さつき、幡多広域観光協議会の話もありましたけれども、そういう分野と併せて、いろんな取り組みを考えている状況です。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

私がお聞きしたのはですね、こういった関連の会議に出席して、黒潮町の今、取り組んでいる企画を、そういった広域の観光の中で、どういったことを主張されようかと。まあ、それは構いません、それで。

ただ、気になるのはですね、こういう組織をつくる、それからこのことに取り組む中で、私は、町長、さつきおっしゃいましたけれども、滞在型の中で、その着地型旅行でしたかね、着地型の旅行ということが出来ましたけれども。

この着地型という、これは12月8日の夕刊に、着地型旅行のあれが増えていると。その記事が、国が観光立国を掲げてですね、昨年から、地域発信型の観光事業に補助金を交付し始めたことで増えておると、そういう記事も載っちゃったわけですけれども。

大事なのは、この私たちの黒潮町のその受け皿になる、体験型とか、滞在型ということはですね、その地域の人となりとか、町のなりわいというたことがありますね、ほんとにその来られた方に印象に残るかどうか、そんなことが大事なことだらうと思うわけです。

ほんで、その中ですね、私は、その受け皿に一番必要な条件というのは、いろいろな考え方があるとは思いますけれども、私は、その来られた人の心に刻むことじやと、そういうふうに自分は定義しております。

まあ、だからといって言うわけじゃないですけれども、これは余談になります。今の日本の観光地で、最も有名なディズニーランド。まあ、子どもが生まれた方は、1回は行ってみたい、子ども連れて。そういった所ですね。テーマパークで、疑似体験ができたりして、大人気な所ですけど。ここは、施設もさることながらですね、ここのお手伝いのスタッフですね、素晴らしいその接客の1こまのことです。余談ですけれども、ちょっと参考にしてください。

このゴールデンウイークの真っ最中に、子どもの日であったそうですが、お昼どきの出来事だったそうです。30歳過ぎの2人連れの男女が、満員のレストランに腰を掛けて、男女2人の昼食と、子どもランチを1つ注文したそうです。そのオーダーを受けたウェートレスさんは、忙しいにもかかわらずですね、笑顔で、忙しい合間を縫いながら、何とかそのオーダーを通し、男女2人の食事と、その間に、日の丸旗の付いた子どもランチを置いたそうです。子どもランチのそばには、座ることのない子ども用のいすまでもが運ばれてきたそうです。この男女2人はですね、子どもを亡くしたご夫婦で、子どもとのディズニーランドへ行こうと、そういう約束を果たしに来ていたそうです。

こういった、接客ができるスタッフ、このこと1つは極端な例ですけどもね、私は、心に刻むというのは、そういったことだらうと思うんです。

まあ、現実はですね、ほんとに大変厳しい状況下にあって、ほんとにあってもですね、黒潮町もあきらめる

わけにはいかんわけとして、町長がさつき言われましたけれども、高知県コンベンション協会の、よさこいネット、6市町村が持ち回りでやられているそうですけども。このアクセス数を調べるとですね、2008年、36万通のアクセスの数を数えております。希望がないわけじゃないわけですね、実際にこういう数字を見ると。

そういうことを含めてですね、私は自分の、これは提言というてもおこがましいですが、黒潮町の公式ホームページの観光情報を充実するために、ほかの市町村の観光情報を参考に、外部委託もしたらどうだろう、そういうことも検討したらどうだろうと思うわけです。

それから、修学旅行で利用してくれた学校、そういった人に、ほんとにいろいろなアンケートがありますけれども、そういう方へのアンケートをしてですね、改善の検討をすること。

3つ目に、西南大規模公園内の施設、ことにパークゴルフ協会とかですね、旅行会社と提携して、定期的に、黒潮町独自のですね競技大会を定期的に開催する。まあ、それほど多くの、私はこのことを実行することで、予算を必要とはしない施策があると思うんです。

小松議員からも紹介されましたけれども、議員研修でこの前、食ということで観光に売り出す佐伯市ではですね、町長がおっしゃったように、佐伯市観光協会と湯布市観光協会は、補完性の原理、自分ところの町にないもの、それから、ないものを持った町、そういったことですね地域が、そのことを共有していくという。交流推進を図ることを目的に、両協会長により協定書を締結しております。

先進地に学べばですね、観光行政の方法はまだ、たくさんあると思います。そうした課題に立ち向かう、ただ人材がおったり、組織があつたら、ということなんですが。私は、最初のあれに、観光協会に向けた考えはないかというて、お答えがなかったのですが。

再度ですね、このことに取り組むのにですね、私は、観光協会を設立するお考えはないかと再度、お聞きを致しまして、この質問を終わりたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

最後の質問にお答えをします。

まず、観光協会の設立意思はないかということですが。今までですね、そういうことを観光に携わる皆さんと協議をするようなことがなかなか、商工会等の関係ですが、できませんでしたけども、今回、産業推進室を設けることによってですね、そういったことも手を着けるんじやないかと思ってます。まあ、設立できるかどうかは別問題になろうかと思いますけども。

それと、先ほど来のことですが、簡潔に少し申し上げますと、このいわゆる旅行商品をですね、今度の協議会で幡多全域を通じての旅行商品を企画して、それを販売するということが1つ尽きるわけでして、それによって、修学旅行等の誘致ができると。

そのときに、受け入れる側ですね。これは、有名な観光のカリスマの先生のお話を聞くと、ほんとに、いわゆるホスピタリティーというか、おもてなしの心というものがあればですね、農家民泊等でもですね、それほど豪華なことをどうこうする必要は、全くないんだというふうなことをおっしゃっていました。

ですから、議員言われたようにですね、その受け入れる、おもてなしの心というものを、これは町民皆さんがですね持っていたらということが、肝要じやなかろうかというふうに感じています。

それから、ホームページの観光情報の外部委託ということですが。それについても、この場では、やりますというような話はできませんけども、産業推進室の方でですね検討してまいりたい。まあこれは、外部委託以

前にですね、常に新しい情報を流していくという努力は当然、せないかんと思うてます。

そういうことで、よろしくお願ひを致します。

最後に1つだけ。この前、知事とお話したときにですね、宿毛の市長が、宿毛市のお金を使って、豪華客船を誘致をしてると。そのお客さんは、降りたら四万十市やらよそへ、足摺の方へ行ってしまうと。それでも、僕はいいと思います、という話もしてくれまして。

ほんとに、幡多が1つになってですね、うちの町へ全部来ないかんとか、そういうじやなくて、幡多に来てもらうということが、機運ができてきておりますので、これから期待をしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

じゃあ、2点目の、新庁舎の位置問題についてお伺いします。

先ほど、かなり突っ込まれた質問もありましたので、それほど、私は、今のそのやり方の手法のことを問おうとは思っておりませんが。

合併後4年が過ぎて、大方、佐賀両町民にとってですね、初めてのその共有の場として、そのシンボル的な役割を果たす新庁舎ができるこそ、私は、こういうものが1つずつ増えることで、町民の一体化ができると思っております。

庁舎建設検討委員会に諮問することは本当に重要なことですけれども、私は、もっと重要なのは、町長自身が描くですね黒潮町の将来像の中で、どんな条件を満たすことが新庁舎の建設位置にふさわしいのか。

基本計画にある、例えば、決まり事ではなくてですね、確実に高齢化社会に向かっていきよう、この町の役所の在り方とか、例えば、高齢者社会を想定して、道路整備というかそのアクセスというか、交通の便がええ所にそういう場所を構えることが本来じやないかと。それから、周辺の活性化に弾みがついてですね、町の将来の展望が開けることを念頭に置くのか、現庁舎にある、ここに役場があるからこそですね、大方高校があつたり、中学校、小学校があつたり、それからまた、あの錦野団地が開けていたと、そんなようなふうに、私はこの地区のことを考えるわけですけれども、そういうことも含めてですね。それから、一番気掛かりなところの、地震や津波災害に重点を置くのか。

そのへんのところを、まず1点、1回目にお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

庁舎位置の検討についてのご質問にお答えします。

先ほどのご質問、また、今のご質問で、私の考えをということでございますが。私も、将来の町民のために、どの位置で、どういうふうな庁舎を建てるのかということで、いろいろ考えますけども。

ほんとに、諮問委員会で今、いろんな議論がされました。何遍も言いますが、基本的に、高齢化社会等あるいは利便性等を考えましたら、現庁舎の位置というのが良いというふうに私は考えますけども、この津波に対してですね、どうしてもここは地盤も弱いですし、厳しいものがあります。

ですから、こういう極端に矛盾、相反する要素がありますので、なかなか決めかねておるということでござりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村君。

5番（西村将伸君）

その、相反する要素という、僕もそれは分かります。

ただですね、この庁舎位置というものの、例えばですよ、これは仮の話ですけど、この近くに例えれば建ったとして、砂地で地盤が悪いと。しかし、今の日本のですね、埋め立て地に建てよう、幕張とか羽田沖とかですね、あの辺のあの高層ビルを見ようとですね、それほど不可能じゃないと。そういう技術でもって、対応できるものがあればですよ、例えば、この庁舎が極端な話、例えば山の中に入ってしまうと。こういうことはですね、その対策としてもこれは打ちようがないと、私は思っています。

そのことも含めてですね、ぜひ、これには答弁は要りませんけれども、庁舎付近の町並みの将来を考えたり、それから、もし、この辺にやろうと思う気持ちがあればですね、かさ上げ等を考えたり、そういうことで対応できるならですね、今の、町長の最初に思った気持ち、それと私は、住民は、それほど意見の違いはないんじゃないかななど、私は思っております。

これは、答弁は要らないということでしたので、しますか。はい。どうぞ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

答弁は要らないということでしたけども、最後に一言だけ。

先ほど、山本議員のご質問にですね、できれば3月議会までには決定したいというふうに申し上げましたが。本当に大事なことがありますね、2つ。利便性とか、いろんな意味で平地にあるということは、これはもう、本当に大きな要素だと思います。高台行けば、その周辺のこう連続した発展というか、そういうものが期待できぬくいわけですので、また、わざわざ上がっていかないかん、ということがあります。まあ、そのほかにいろんな意見が、考え方は当然あるわけですが。だから、どうしても決めぬくいと。

そのためにはやはり、どういったことが可能なのか、また、用地取得においてもですね、めどがあるのか、そういうことも、調査等も必要であろうかと思います。

そんな意味ですね、本当に慎重に、結論を下さなければならぬと思っていますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

これで、西村将伸君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際、14時まで休憩致します。

休憩 11時 45分

再開 14時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第44号、平成20年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第68号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の結果をご報告させていただきます。

本総務委員会に付託されました議案は、議案第44号、平成20年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、歳入のうち1款から11款、16款、18款、19款、21款の全部および、12款から15款、17款、20款のうち、総務委員会の所管にかんする歳入。歳出のうち、2款、9款、12款です。

続いて、議案第47号、平成20年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、黒潮町行政組織条例の全部改正について、議案第57号、黒潮町事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第58号、黒潮町総合支所設置条例の一部を改正する条例について、議案第59号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例について、議案第60号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第61号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号、平成21年度黒潮町一般会計補正予算について、議案第67号、定住自立圏形成協定の締結についての、以上10議案でした。平成21年12月11日、午前9時から午後5時までと、14日、午前9時から午後4時まで、第2議室におきまして、委員1人欠員の下で、町長、両副長町、会計管理者、両総務課長、税務課長、ならびに関係課の係の出席をいただいて、監査委員の監査意見書や、一般会計と歳入歳出決算にかんする参考調書および事務執行報告書等を拝見しながら、慎重に審査をさせていただきました。

また、14日の9時から10時30分までは、監査委員さんのご同席を求め、議案第44号の決算審査に係る監査委員の意見を求めたことを、併せてご報告致します。

それでは、本委員会に付託されました議案のうち、特に説明が必要なものと、特に委員から意見のあったものにつきましてのご説明をさせていただきます。

まず、議案第44号の、平成20年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定については、今議会から歳入の付託先が変わりましたので、総務常任委員会の所管にかんするもののみについて、ご報告させていただきます。

では、歳入の決算書、歳入の町税について、14ページから16ページについてご説明させていただきます。

平成20年度、現年分における町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の全体徴収率は97.62パーセントとなっておりまして、現年未済分と滞納繰越分を合算しまして、平成21年度への滞納繰越額は6,900万1,854円となります。平成19年度への滞納繰越額が8,262万6,849円と増加傾向にあった繰越額が、縮小の傾向にあることという報告を受けました。

その成果としては、担税力がありながら、納付に応じない滞納者への自力執行権による滞納処分および差し押さえ勧告の効果によるもの、また、平成20年度に設置した債権管理機構への移管効果によるもの、という報告を受けました。

それと、あと、ご説明があった内容なんすけれども、今回の20年度のこの町税等に対する徴収につきましては、今まで佐賀の方では口座振替がありませんでしたけれども、区長さんやそれぞれの努力によって、口座振替にだんだんに移行していただいているというご報告がありました。

また、このことについては、今のところ順調に進んでいますけれども、今までと徴収の形が変わりましたので、これから滞納が増えてくるのではないかというような心配もある、ということのご意見をいただきました。

次に、10款です。地方交付税、22ページにつきましてご説明します。

普通交付税34億4,703万3,000円の、昨年度比はですね4.65パーセントの伸びとなっております。

特別交付税4億6,410万7,000円については、0.8パーセントの伸びとなっており、地方交付税全体では、昨年度より2.97パーセント伸びています。

この要因としては、特に普通交付税が地方再生対策費として、地方に重点配分されたところにあります。

続きまして、17款です。寄付金の一般寄付金につきまして、46ページでご説明させていただきます。

46ページの一般寄付金です。下の方にあります。一般寄付金530万円と、それからページが変わりますが、48ページの総務費寄付金。これは、ふるさと納税寄付金として336万5,000円がございます。これにつきましては、町民の方から多額の寄付を頂いております。後ほど、歳出に使途が出てまいりますが、そこで説明致しますが、非常に多額の寄付を頂いておりまして、有効に活用していただきたいというふうに申し添えておきます。

続きまして、18款繰入金でございます。48ページでございます。

48ページの繰入金の、減債基金繰入金4,037万6,975円は、利息の高い分、年に6パーセント程度の利息を払っていた分を繰上償還するための繰り入れです。

続きまして、21款町債です。60ページになります。

60ページの町債につきましては、11億6,650万円が、昨年度の7億1,000万円よりも、かなり膨らんでいます。

その理由としては、その下の方に出てまいりますが、2目の民生費の所にございます中央保育所や佐賀保育所等の、施設建設等の公共事業費が増えているためです。

このような形で事業が増えているために、今回の町債が膨らんでいるというご報告がございます。

それと、あと、20年度の実質公債比率につきましては、監査委員等の意見書から確認させていただきまして、意見書の6ページから7ページにございましたが、13.6パーセントで、今は健全な状態にあるということでございました。

以上が、歳入についての主なご報告です。

続きましては、歳出についてご説明させていただきます。

この歳出の審査につきましては、特に、不納額につきまして質疑のときにもご指摘がございましたので、その執行率や、不用額が生じた原因等についての説明を特に受けさせていただきました。

さらに、不用額につきましては、委員会での審査の2日目に監査委員さんからもご説明をいただきまして、3つの視点、1つは、経営努力によってコストダウンされたものか、2つ目としては、制度改革等によって予算が落ちたものなのか、そして、3つ目としては、仕事をしなかったために不用額が生じたのか、というこの3点を意識しながら、説明を聞かせていただきました。

それでは、2款総務費、68ページからご説明します。

68ページの1目の、一般管理費の総額4億6,112万5,564円に対する不用額が出ています。574万7,436円は、これは執行率が98.8パーセントの不用率として、その1.2パーセントに当たる数字になっています。

これが不用額となった理由としましては、時間外の減とか、通信運搬費の経費の削減や地域活性化特別交付金の減額等によるものです。これが、主な理由であるということです。

ただ、いろいろな理由があって不用額が生じているので、一概には言えない部分もあるというご説明をいたしております。

では、同じく2款の財産管理費、74ページです。

74ページの18節備品購入費ですが、これは先ほど、歳入の方でもご説明させていただきました、ふるさと納税の基金で、その中の一部で、ピッティングマシンやピッチャープレート、グラウンドならしななどを購入させていただいたという説明でございました。なお、この備品の購入に対しましては、ふるさと納税者がスポーツ関係に使ってほしいとの要望があったということだそうです。

多額の寄付をいたいただいていますが、地域の方々にこういった形で還元できるように使っていただくことがほしいのではないかと、私たちも考えておったところです。

続きまして、6目です。企画費の76ページです。

こちらの19節、負担金及び交付金の中にはあります、土佐くろしお鉄道の負担金1,261万2,000円については、委員の方から、今後の負担についての見通しについて意見を求めました。

この負担金につきましては、関係市町村で1億円の赤字補てんをしています。その上に、固定資産税の免除を行ったりしてはおりますけれども、21年度には基金が5,000万円となる見込みだそうです。

今後も、これについては、まあ利用者数が少ないことが一番の原因ではありますけれども、重ねて、宿毛線での事故処理の問題や、JRとの列車の貸借等、経営が安定しない状況にあります。そして、22年度以降ではですね2億の赤字が出るのではないかという恐れがあるというご報告でした。

この状況については、早急な手立てが必要だということではありますが、現在、国の補助金が入っている関係上、3年間はこのまま様子を見る必要があるということでした。今後の抜本的な運営の見直しが迫られてはおりますが、現状のような状況がございます。

また、その中にあります、同じ備考欄の中にありますが、公共交通のバスの補助金も、西南交通と高南観光に補助金の支出が行われていますけれども、同じように利用者の現状や、それによる収益の悪化、そのことと併せて、また地域住民の便数が不足することによる不便さなどが指摘されました。

続きまして、前後しますけれども、76ページの6目企画費の中の、1,133万5,869円の不用額12.3パーセントについてご説明させていただきます。

これにつきましては、印刷製本費や入札減がございます。

21目の、78ページの所に移らさせていただきますが、こちらの方は貸付金です。

その入札減とですね、それから21ページの78の貸付金のこの利用が少なかったために、現在の不用率12.3パーセントになっています。

この貸付金について少し説明をさせていただきますと、これはちょっと、説明が前回ありましたけれども、国や県からの事業を受けた協議会等が、事業を推進するについて補助金が入ってくるまでの期間のつなぎ資金として、町が貸し出すものです。20年度には、佐賀のなぶらの会、それから下田の口地区と雇用促進協議会等が利用しましたが、当初、予算組んでいたよりも、その利用率が少なかったことでの減額が生じています。

続きまして、78ページの9目でございます。交通安全対策費、こちらの方の不用額が173万849円出ています。これは、金額としてはそれほど大きくないのですけれども、その費用の中の39.3パーセントという率になっています。

これは、安全対策のためにガードレールを取り付けるという事業だったそうですが、このような事業で39.3パーセントの不用額が生じるということですので、できれば地域の人、それから地域の要望に多く応えてほしい事業であると思いますので、要望に即して、不用額が生じないような執行をしてほしいという意見を

申し添えました。

続きまして、11 目の 82 ページですが、情報化推進費についてです。

82 ページの情報化推進費は、繰越明許費 4,000 万を含む支出合計が 1 億 1,698 万 4,795 円となっております。その不用額として 9.1 パーセント、1,167 万 205 円となります。

この要因としては、町単独の、LG1 というんですか、が、整備が町単独でする予定でしたけれども、県下市町村が共同で利用形態となつたことで、大きな減額になっているということです。それと、あと情報通信関係の契約の減額があつたことが、大きな不用額の原因となっております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、182 ページの 9 款になります。消防費についてご説明します。

182 ページの 9 款、消防費です。こちらの方の執行率は 82.3 パーセントですが、黒潮消防署の用地の交渉が遅れているために、設計委託ができなかつたというご報告がございました。

その下の、2 目の非常備消防費は、これは、災害が少なかつたということでの減額ですので、消防団員の出動、費用弁償が少なかつたというものです。

以上で、主だった歳出の執行率と、それから不用額についてご説明を終わりますが、歳出の不用額にはさまざまな理由があるということで、こういうご報告を受けました。入札減であつたり、経費の減額によって生じる部分の不用額は、まあ高く評価するべきかなと思いますが、先の交通安全対策費や、それから地域住民の日常に直結した事業の不用額というものについては、注意して扱っていただきたいというふうに思います。せつかく、また国から県から、補助金などが来た場合に、その事業ができなかつたときには償還しなくてはなりません。せつかく苦労して取ってきた補助金が返還するこがないように、事業については着実に進行してほしい、というふうなことを付け加えさせていただきます。

続きまして、議案第 56 号についてご説明させていただきます。

これは、黒潮町行政組織条例の全部の改正についてです。この条例につきましては、本会議で詳しい説明をいただきましたので、委員会としてはですね、委員からの意見を中心にご報告させていただきます。

この条例に対しては、委員の方から、行政組織のスリム化を進めるというのが目的ではなかつたのか、という意見をいただきました。9 課 1 室ということでは、現実的にはスリム化されてるとはいえないのではないかというご意見と、それから、産業推進室を新たに設置することですけれども、現在の産業振興課に人員を配置し、担当職員の数を増やした取り組み体制をつくるべきだったのではないか、というような意見が出されました。

また、本庁と支所という配置になることから、支所長は佐賀支所長の地域住民課長が兼任するというご説明がありましたが、支所長の職務権限についてはどのようなものか、ということでのお伺いを致しましたが、まだ検討中であるということで、明確なお返事はいただいておりません。今、検討するということでございました。

次に、議案第 57 号から 59 号は、執行部から本会議で説明がありましたので、このご報告を省かせていただきまして、議案第 60 号の黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定についてをご報告させていただきます。

これにつきましては、入野地区の森林組合の跡施設に情報センターを設置するためと、その施設を運用するについての新たな条例の制定です。この条例には業務内容、業務区域のほか、加入金や引き込み工事費の規定があり、宅内工事は個人負担である等が定められておりました。

また、ご説明の中でですね委員の方から、作業をする指定業者の講習会を町が主催し、町内業者が事業を受

けるようにするべきということをするべきだという意見がありました。このことについては、執行部の方でも検討をしているとのご説明を受けました。近々、業者に対しての講習会を行っていただけるということです。

また、町は加入促進に対して積極的に取り組むべきであるという意見もある半面、町が本事業を推進するために当たって、住民に加入を圧力的に働き掛けることがないように、というようなご指摘もあったことを併せてご報告させていただきます。

続きまして、議案第 65 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

今回、こちらの補正予算については、総務関係のものについてご説明させていただきますが、まず歳入の方、13 ページです。

10 款の地方交付税につきましては、普通交付税が確定したということで 34 億 8,537 万円の額に決まりました。今回の補正では、8,051 万 5,000 円の補正額を計上されております。

併せて、特別交付金の確定については、まだ先になるというご報告がありました。

その下の、分担金及び負担金につきましては、2 の負担金、中学生海外派遣事業個人負担金につきましては、インフルエンザで中止になった分を減額したというご説明でした。

その下の 14、国庫支出金につきましては、1 目の民生費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担額、これは、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 です。歳出の方では、21 ページに適用するものです。

続きまして次のページ、15、県の支出金です。これにつきましては、先ほどご報告しました民生費県負担金の県の負担分 223 万 3,000 円が計上されております。

それから、あと主だったところでは、繰入金です。15 ページ、18 款繰入金です。

ここに出ております 1 目の財政調整基金繰入金につきましては、先ほどご説明致しました普通交付税が確定しましたので、財政調整基金より繰り入れていた分を減額するものです。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

総務の方は、あまり大きな補正はございませんでした。17 ページの総務費、これは、執行部の方からもご説明がありましたが、3 の財産管理費につきましては、11、需用費、修繕料としましては、佐賀のキュービクルの修繕ということでございました。

あと、6 目の企画費につきましては、重複するようになりますけれども、負担金、補助金の 19 節です。補助負担金の中にあります山村再生総合対策補事業助金につきましては、蛎瀬川地域づくり協議会の裏財源として歳出するものです。

続きまして 18 ページに移りまして、総務費の中の 13 目情報基盤整備事業です。

こちらにつきましては、ただ今、進められております情報基盤の整備の中で、1 月から供架使用料が発生するため、NTT さんに 460 本と、それから四電に 450 本の供架をお借りするための費用が発生しております。それが、14 の使用料及び賃借料の所になりますが、その 23 万 3,000 円になります。

それから、その下の 2 項の町税費ですが、その中の税務総務費にございますが、19 節負担金補助金及び交付金の欄ですが、こちらの方の負担金が 220 万円の減額になっております。この件につきましては、幡多広域の租税債権管理機構の負担分の減額になっていますが、当初 50 人分を見込んでいて 675 万円の見込みでしたが、現実 34 件になりそうですね、マイナスの 16 件分で、220 万円の減額をされております。

その下の賦課徴収費につきましては、清算によるものです。

あとは、選舉費、4 月 11 日の町長選挙と、それから、その下、5 目農業委員会選挙費が挙げられております。

あと、25ページの消防費でございます。

1目の常備消防費としまして負担金が計上されておりますが、これは、職員の方が1名退職するに充てられる負担金となっております。

以上が、私どもの総務委員会に付託されました一般会計のご報告でございます。

続きまして、議案第67号、定住自立圏形成協定の締結についてについてご説明致します。

これにつきましては先に説明がありましたので、定住自立圏構想協定を結ぶことになったということでのご説明でございました。

この協定を結ぶことによって、年1,000万円程度の特別交付金が、算定基準はありますけれども、町に入ってくるということと、それから、定住自立圏構想の中の町からの事業がですね、優先的に採択されるというメリットがある、というご説明でした。このことによりまして、四万十市、宿毛市と黒潮町が締結を結ぶために提案された議案でございます。

以上、本委員会に付託されました議案は、委員の賛成多数で全議案を採択するものと致しましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで、総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

まず初めにですね、議案第44号の79ページ。先ほどの説明の中で、不用額の中で何か、ガードレールをつける予定でつけなかったというのがありましたけれども、それはどういう理由でつけなかったかということ。

と、それから、47号の部分で、産業推進室が新たにいうか名前が変わったわけですけれども、その産業推進室というふうに、課じゃなくて名前が室になってるのは、何かこう意図があるかということを聞かれたか、という2点。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

ガードレールの件につきましては、数が減ったという形だったんですけども、地域要望が減ったということだったんですけど。もし、その地域要望が減ったとすればですね、ほかの所からの地域要望があれば、それを先に回してやることはできないかということだったんですけども、今のところ、地域からの要望は、今年度はなかったというご報告を受けました。ですから、減額になったというご報告でございました。

それと、47号の推進室が課に変わったということですけれども。本委員会の中でですね、そのなぜ課でなかったのかということには議論にはなりませんでしたけれども、町長の当初のご説明の中で、そこに集中して、産業の振興を何らかの形で進めたいという思いをお聞きしておりましたので、特に私たちの中では、そのことについては話はませんでしたが、ただ、課にする必要があったのかということについては、ご意見が出ました。

先ほどもご説明しましたけれども、今、やっている産業振興課の職員の数を増やして、そこで、その産業振

興の事業をしていくことも良かったのではないかというご意見がございました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

議案第56号、組織条例の全部の改正についてでございますが。その佐賀の支所長がまだ決まつちよらんと、後で決めるいう委員長の説明やったけんど。民間やつたらね、支所長こさえたらよ、責任者こさえるわけよ。これがね、やっぱりね大方方式いうかね、こういうことがずうつと続きようじやもん、何とかね、どこか力の入らん。

やっぱりね、任命されるとね、正式に。こういう組織替えのときはね、いわゆるそこの場所の今後の仕事、行政、それをね、どのように勢いづけるか、選択さすか、決定さすかね、非常に重要な。この出発点が非常に大事んですよ、組織というものは。こんなことですね、これ可決しちよらね。そんな議論は何ちゃなかつたがよ、委員会の中で。それを聞きたい。

それとね、なぜかいうたらね、町長は先ほどの、あそこのあいさつのところでね、暫定税率が何して、それからインターらあじやなんじやかんじや、進むや分からん言う。いわゆる行政は、継続性、常に動きようがよ。それに備えちょかないかん、ここは。それがない。それがないき、不用額がどんどんどんどん増えよういうてあればあ言うたち、知らん顔しちょう。議員はね、それを見逃したらいかん、そういうとこを。

おまん、ちゃんと答えてみい。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

今、ご質問いただきました組織条例の件ですけれども。この組織条例については、委員の中からも、やっぱり合併からの思いというのを非常に強く持ついらっしゃる方もいらっしゃいましたので、この合併のときの条件、やはり佐賀と大方の関係というものについてのご意見もございましたけれども、今、西村議員からご質問がありました、この支所長の権限についてはですね、特に議論とはなっておりませんでした。

これは、どういうふうな職務権限を持たすのかということについては、検討中ということでお聞きした段階で済んでおります。

それと、先ほど、後のご質問ありました不用額の件は、44号の決算についてという所で構わないんでしょうか。

すいません、不用額につきましては先ほど、44号のご説明のときにもお話しさせていただきましたけれども、監査委員さんからも言われておりました、その不用額についてはコストダウンなのか、それとも、どうしても仕方がない改正によるものなのか、それとも、ほんとに仕事をしなくて消化できなかつたものなのか。その3点については、私どもも委員会の中で審査をさせていただいたつもりであります。まだ、ちょっと審査が足りないと言われれば、ちょっと分からぬところも確かに、いろいろな現状があつて、すべてを精査できたかというとまだありませんけれども、ただ、今回につきましては特に詳しく、不用額についてと執行のパーセント、それから不用額のパーセントについてお伺い致しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

こういう組織替え、またね予算編成らのときはね、非常にこう細かな配慮がね、それがね住民に伝わったら、すべてね解決するが。安心するわけよ。そういうところにね、いわゆる議員はね、まあ議員のことと言われんけど。お互いにね、配慮すべきながよ。それをやつちりますというようにね、やっぱり執行部もこれはもう、3月とはいわずに、早急にもう取り組むと、発表するとかね、そういうね、細やかなところに手をはめたらね、安心感が住民に広がってね、やっぱりね早いことね、ちいとでもこの黒潮町というねそういう方向へ方向へ行かないかんし、行くべき。それにはね、細やかな配慮が必要なんです、配慮。

ところがね、役人はそれがないがやき。議員がしちゃらないかん。言うちやらないかん。

そんなことは出らったかよ。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

付託された議案の中には、さまざまな場面ですね、住民に対しての思いというものを執行部の方々にはお伝えしたつもりであります。

小さなことでも、やっぱり住民の皆さん立場に立って説明が必要だ、というような委員からのご指摘もございました。自分たちは当たり前のことだと思っていることでも、住民からすると、もっと手厚くサービスを受けたいというような思いもあるというご意見がありましたので、そのことについては、執行部の方にも十分伝わったのではないかというふうに思います。

（西村策雄議員より「了解」との発言あり）

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

56号ですがね、この組織の条例で、4年後に見直すということの合併協の話ですけれども。

ここへ来てね、この大方庁舎の中に、今、佐賀から二十数人の人がね座って、できるスペースがあるかなと。恐らく、合併協では新庁舎ができるであろうという想定で、まあいうたらその組織のことを考えたがじやないかなという思いもするわけですわ。

あとは、ほいたら平成25年なら25年で、庁舎が建つと、そういうマニフェストがあるであれば、わし、その附則でね、やっぱ書き入れて、もう22年の4月1日からじゃなくて、附則へ書き入れてね、やっぱ新庁舎が建設と同時に、この条例を実行するというような、こう附則へ書き入れたらどうかなという思いがするので、委員会ではそういう議論しなかったんですか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

本来、順調にこの事業が進んでいればですね、庁舎は平成14年あたりには建っていたかもしれません、現実的にまだ建設されておりませんので、村越議員の言われることもごもっともかなと思います。

ただ、委員会の中ではですね、全員がこの庁舎に入り切るだろうかというような議論はですね、大変申し訳ないんですが、出ませんでした。すいません。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

非常に、委員会として大事なところは、やっぱこう住民の代表でチェック機関として、この条例はまあひとついうたら自治体の法律となるわけやから、そこらあたりやっぱこう合併をするね、相互がまあいうたら不自由せんような形でね、対等で合併しておるわけやから、そこらあたりも加味しながらね、やっぱ執行部としては、執行体制は身近に集めてやるがが、一番これはベターなんです。それはよう分かる。

だけど、今の時点でね、この庁舎のいうたらその腰掛け、机の配置見た折に、ほんとにこう職員が伸び伸び仕事できるかなという感じがするわけ。

そういうことを考えた折に、やっぱこう委員会でもっと議論、そういうとこに数字とお金じゃなくてね、やっぱ住民サービス向けてのいうたら職員がこう動きよいような状況もね、議論すべきじゃなかつたかなと、こういう思いで、僕はこれ、22年の4月1日ということはちょっとこう、無理かなという思いがするんですが。

そこらあたり、一切、議論はなかつたんですか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

執行される期間についての議論は、特には出ておりませんでした。

ただ、その新しい産業振興室に対する議論はございました。

それと、今、村越議員がおっしゃってた中で、やっぱりその利用者ですね。この庁舎を利用してくださる方々の利便性ということについては、お話を出ておりました。やはり、来て、この庁舎を利用する人たちがですね、やっぱり利用しやすいような庁舎をつくっていかなければならないというような意見があつたと思います。

というのは、やはりあっちこっちにやっぱり課が分散するとですね、そのことによって、来た方が一度で仕事が済まない等の現実も出てまいります。そういうことを考えたときに、本庁の在り方、支所の在り方というのですね、ご説明の中でどういう位置付けにしなければいけないのかということも、説明の中にはあつたと思います。

そういうことによって、やっぱり私たち職員が仕事する場というよりは、やっぱり町民の方々にご利用していただける場ですので、やっぱり利用者が一番利用しやすい状況というのを考えていく必要があるというのは、委員全員の思いであると思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

田辺君。

4番（田辺 守君）

79ページ、2款総務費、1項9目、交通安全対策費。

先ほど、小松議員との質問の関連になりますが、このガードレールの分ですが。

先ほどは、その地域要望がなかったという委員長の報告でしたが、その地域要望というものはですね、今、地域の区長さんを通じて、要望を総務課が取りまとめております。

それを基にして地域要望がなかったというのか、それとも、その後ですね、提出後、地域からの要望。どこを根拠にしての、地域要望がなかったと、そういう議論はなかつたですか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

次のページの81ページでございますけれども、上から11、需用費の所にですね、消耗品費等がございます。このときには、カーブミラーという話も出ておりました。

これ、需用費のですね不用額については、総額の不用額としてご説明させていただいているので、そういったものの中で、ガードレールがないからミラーが作れるか、その予算的な部分の配分についてはちょっと、私たちは分からぬところあるんですけども、そういう要望なかったのですかというご質問をしたときにですね、今年度、それから今後ですね、カーブミラー、それからガードレールについては、すぐにはないというご返事でしたので、まあとにかくそれがないのであれば別なものにでも、地域のそういう交通安全対策と/orですね、使えるものに使っていただきたかったという要望を、私どもからは入れさせていただきました。

で、その内容がですね、地域要望の分でなかったか、ということについてまではちょっと申し訳ありません、確認をさせていただいているかもしれませんけれども、現状としてはカーブミラー、それからガードレールについてのご要望はないというご返答でございました。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

委員長、私、個人でまた、担当の方にお聞きしてもええんですけど、ぜひそこあたりを、その先ほどの答弁の中では、地域からの要望がなかったと。だから、不用額がこれだけ発生したんやという説明をもううたがですが。

そこあたりの確認を取っていただけませんでしょうか。後で結構ですので、お願ひします。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

後ほど取らせていただいて、ご提出するように致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

それでは、産業建設常任委員会に付託されました全5議案につきましては付託表のとおりですので、につきましては去る12月11日、午前9時から午後3時30分まで、本庁3階の第3会議室におきまして全員出席の中、関係課長の出席を求め、委員会審査を行いました。

まず、議案第44号、平成20年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定については、特に不用額の多いものや流用等が特に目立つものについて、注意しながら審査するとともに、それぞれの事業の実施状況につきましては、業務執行報告書をその都度見比べながら確認を致しました。

まずは、歳出の方からご報告致します。決算書 136、137 ページ。

5 款の労働費ですが、ここではまず、臨時職員の雇用賃金で 252 万 6,445 円の不用額が出ていることに対する質疑がありました。

この主な原因と致しましては、次の何点かが挙げられました。

まず、本予算は各課から出てきたものをここでまとめていたために、どうしても流動的な要素が大きく、その誤差分が膨らんでしまうということ。また、この労働費については、できるだけ一般財源からの持ち出しがないように、本決算でも予備費からの充当の 450 万円でも分かりますように、国や県からの直接支援がない分は、こういった形での支出となります。そのため、多少、多めの予算取りをしていることも原因の 1 つです。また、今回は、緊急雇用対策で採用していた方が途中で別会社へ就職するために退職されたりしたことも、要因の 1 つとなっています。

また、今回の臨時職員雇用賃金のような事業が今後ある場合は、もっと実効性のある、具体的な政策を行ってほしいとの意見もありました。

具体的には、入野松原の除草作業を今回、行ったわけですが、地域によっては高齢化が進む中で、若い部落の労働者が減ってきて現状もあり、そういう地域へは特に、今後はもっと直接支援になるような支援策を考えていただきたいという意見です。これにつきましては、今後の検討を依頼しております。

5 款につきましては以上です。

次に、その下の 6 款農林水産業費ですが、まず、140、141 ページ。

15 節工事請負費、下の方にありますが、耕作放棄地再生実証試験工事で約 1,600 万円が支出されています。今回の事業で再び開墾し直された土地には、サトウキビの植え付けを行っていますが、その後の状況についての質問がありました。

これについては、現在、県内の酒造会社が植え付けを行ったわけですが、今後は、沖縄地方の黒砂糖に代わり、県内の原料にこだわって商品を製造していきたいということで取り組んでいるそうです。将来的には、20 から 30 ヘクタール規模のサトウキビ畠を目指しているとの説明もありました。

次に、142、143 ページ、19 節負担金補助及び交付金の中の、特産品開発推進奨励交付金、真ん中の辺りです。35 万 5,000 円が使われているわけですが、それによっての検証がきちんとできているのか、その費用対効果の部分が指摘されました。

今までも、当然そうしているとのことですが、今後は、さらに事業の予算化の時点から、きちんと予測検討をしながら予算化を行うように申し入れしております。

本事業は、19 年度からの 3 カ年をめどとした事業ですので、今後については十分に検討を行ってもらうよう併せて申し入れをしております。

次に、144、145 ページ、一番下の 7 目原油価格高騰対策費、19 節負担金補助及び交付金の中の農業支援補助金で、911 万 3,000 円が支出されています。

この内訳については、業務執行報告書に詳細の記載がありませんので、ここで報告致します。

内容は、3 項目あります。まず 1 つ目は、省エネ促進装置。これは、ボイラーの先端に取り付けて使用する器具のことですが、その補助金で 25 人分、200 万 2,000 円です。

2 つ目は、その他加温施設ということで、例えば、ハウスの二重張り、そんなものですが、これで 23 人分、165 万円。

最後は、燃油補助分で 139 人、546 万 1,000 円。この合計が 911 万 3,000 円になります。

ここでは、各種の補助金や交付金に対する効果の検証が主な論点になりました。この原油対策の効果についても、もちろん農家の方には喜んでもらえたということですが、加温装置等の設備の効果については、20年度は取り付けたばかりで効果は不明とのことでしたので、次年度以降の報告を待ちたいと思います。

また、原油価格対策として、農業分野にも水産業分野にも補助交付金が支給されました。その総括についても意見がありました。これは、時限的な2カ年の措置でした。これにつきましては、関係団体から次年度以降も引き続き、このような政策は継続していただきたいという意見があつたとの報告がありました。

次に、152、153ページ。その下の方ですが、18節備品購入費で、観光地引網用機械60万円が支出されています。この観光地引網を行った結果と、今後の見通しが質問にありました。

昨年度は、この観光地引網を2回試行したそうです。ただし、海が荒れ、波が高くなつた場合、何もできないということで、お客さまを集めても、そのような状態のときの代替的なメニューがなく、それがネックになっているとのことでした。

今後は、これらの備品等が無駄にならないように、取り組みを進めてもらうように依頼をしております。なお、備品等は現在、漁協で管理しております。

次に、その下の、19節負担金補助及び交付金で、不用額が251万3,248円出ていますが、これは、借り入れをする方が少なく、それに伴い利子補給があまりなく、その結果、これだけの不用額になつてゐるのが大きな要因です。

次に、158ページからの7款の商工費ですが、160、161ページ。

13節、上の方ですが、委託料でカツオの成分分析の調査60万円を行つております。これにつきましては、一般質問でもありましたように、減っていくカツオ自体の問題に、まず取り組むべきではないかという意見も出されております。

次に、その下の19節負担金補助及び交付金の中の、補助交付金で、商工会に運営費補助金で425万円、その下の商工会補助金、これは商品開発分で202万8,000円が支出されています。

この費用での主な質問は、こうした補助金は商工会業者にとって、効果の出る補助金の使われ方がきちんと行われているかという主旨の質問が多かつたように思います。執行部の見解では、農林水産業者への補助金は各種さまざまなものがあるが、商工業者にとっては極めて少ないので、こうした施策でカバーしていくべきとのことでありました。

委員会としましても、これらの補助金はできるだけ有効かつ効果的な補助金となるように、今後も予算編成時には十分に考えを持って行ってほしい旨、伝えてあります。

次に162、163ページ。一番上の13節委託料、真ん中の方にありますが、入野海水浴場監視員委託で33万円が支出されています。この海水浴場の使用状況等について質問がありました。

答弁では、20年7月13日から8月31日までの間に、述べ1,788人が海水浴に訪れていました。ちなみに、今年度の利用者数は、それより増えているとのことでありました。

7款につきましては、以上です。

次に、その下の8款の土木費ですが、172、173ページ。

17節の公有財産購入費で、上川口港の埋め立ての海浜地を購入した費用で、約420万円の不用額が発生しています。

購入費用が安く済んだことはいいのですが、500万円の予算に対して420万円の不用額では、あまりにも違いが大きすぎるのではないかという質問がありました。これについては、当初、県の担当者との概算での予測

では、このように考えたということでしたが、実際の鑑定額は、それよりも全く違う安いものになったとのことです。

また、176、177ページ、15節、真ん中あたりありますが、工事請負費の不用額が約875万円と多くなっている原因ですが、これは主に、4つのまちづくり交付金事業の合算後の結果であるため、それぞれの事業の積み上げで、このような不用額になっています。総額約4億200万円に対する、約875万円の不用額ということで、予算に対する不用額の割合は約2パーセントになっています。この値は、十分、許容範囲内に収まっていると、委員会で確認を致しました。

次に、220、221ページ。11款災害復旧費です。

20年度は、台風等の災害がほとんどなく、223ページ、2項、そこにあります公共土木施設災害復旧費は、全く工事に係る費用はありませんでした。

以上で、歳出を終わります。

次に、歳入に移ります。

我々の所管部分では、やはり28、29ページを見てください。この真ん中あたりに、13款の使用料及び手数料の中の、6目土木使用料の住宅使用料の収入未済額と、滞納繰越分が問題となりました。

これにつきましては、毎年、指摘をしている部分ですが、本決算でも約2,100万円を超える額が滞納繰越として挙がっています。現在は、未払金の支払い請求については、未払いが続き、本人が応じない場合、まず保証人に対し通知を行います。それでも改善されない場合は、裁判所へ調停の申請を行うことを通知することにより、滞納額はだんだんと減ってきてはいますが、まだ多額となっています。

大変な仕事だとは思いますが、今後も徴収努力を続けていただくように申し入れを行っております。

さらに、これらの公営住宅も老朽化が進んでおり、今後の改修計画も含めて議論を致しました。

産業建設常任委員会としましては、今後、ある一定年数住まわれた住宅等の払い下げを含めた検討も視野に入れるべきではないかという意見が出されました。

またさらに、委員会の活動として、今後、公営住宅の募集に併せて、それらの公営住宅の視察等も隨時行いながら、これらの諸問題に対して検討や意見具申をしていく計画にしております。

以上で、歳入についての報告を終わります。

以上、本決算につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号、平成20年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、および議案第54号、平成20年度黒潮町漁業落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、これにつきましては関連の議案ですので、2つの議案を同時にご報告致します。

まず、農集の場合ですが、例えば、本決算では一般会計からの繰入金が3,287万3,000円あります。また、このうち交付税で補てんされた分が2,230万5,000円あり、その差額の約1,000万円は一般財源からの持ち出しです。やはりこれについては根本的な手立てを講じなければ、このままずるずると一般財源の持ち出し続けるだけになります。今後、早急に何らかの対策を講じる点で意見が一致しました。

まず、その対策として、全国にこうした事例を克服したものはないのかを調査することと、現在、未回収のアンケートができるだけ早く回収し、どういった条件が整えば、加入率を上げることができるのか、調査をお願いしました。なお、アンケート内容につきましては、既に皆さまのお手元に配布しております。これらにつきましては、今後、できるだけさまざまな手立てを、我々も共に考えていきたいと思います。

また、質疑の中で、21年度は巻川地区で1戸、出口地区で3戸の加入の確約をいたしているとのことであ

りました。

また、今、建設されている出口のグループホームの加入も、見込めるとのことでありました。これによりまして、多少、加入率の改善が図られるものと思います。

また、委託料で、施設の維持管理費用として 520 万円近くの管理委託費用が支払われていますが、これにつきましては、以前、一般質問で取り上げられたように、費用負担を減額する協議がなされ、20 年度と比べ現在は 10 万 5,000 円減額されています。今後も、さまざまな方策を考えながら、費用負担を減らす努力をするよう依頼をしております。

このほかに特に議論となることはなく、両議案とも、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 65 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算については、予算書を基にご説明致します。

まず、23 ページ、5 款労働費ですが。1 項 2 目 7 節の賃金の 124 万円ですが、これは本会議でも説明ありましたが、佐賀地区での河川の詳細な管理台帳を作成したいということで、総延長は約 46 キロメートルあるそうですが、それらの支障木の伐採を行う費用です。2 人で、約 3 カ月を予定しているとのことでした。これは全て、国からの雇用対策の費用で賄われます。

次に、24 ページ、6 款の農林水産業費ですが、6 款 1 項 3 目 19 節の負担金補助及び交付金の 129 万円は、出口の国営団地の耕作放棄地の解消を 1.5 ヘクタール行うものです。なお、これは国と県の全額補助事業となっています。

その下、11 節の需用費の 13 万円ですが、これは、佐賀地区で行いましたカツオフォーラムの報告書を 200 部製作するための印刷製本費です。

次に、その下の 19 節、負担金補助及び交付金の中の水産物加工支援事業の 13 万円ですが、これは伊田にある婦人グループ、びんび工房で加工品を製造するときの支援費用です。県からの支援を受けながら、加工品を製造する予定です。

また、その下のカツオ用活餌確保事業は、本会議で説明のあったとおり、高圧の洗浄機を 2 台、小割を 3 基、購入する費用です。餌になるイワシは、鹿児島で購入し、運んでくる予定となっています。

また、餌を必要とする船が、水揚げの有無に関係なく、餌が購入できる仕組みができるか検討するような意見もありました。さらに、ここでは、この設備を管理委託する場合の契約に対する注意点等が指摘されました。町に、後で不利益の被ることのないように、委託者とも十分に協議しながら契約をするように依頼しております。

執行部としては、まだ運営方法や委託方法も具体的に決まっているわけではないので、これらの意見を十分に検討しながら、今後の事業を進めていきたいという答弁がありました。

次に、その下、7 款の商工費ですが、利子補給として 17 万円が組まれています。これは、佐賀地区の縫製工場 1 社が対象となっているのですが、当初、9 月補正で 300 万円の借り入れを行い、それに伴う利子補給分を一度組んでいるわけですが、ほかにも高金利の借り入れがあったため、県の指導を受けた経緯もあり、今回、総額 2,000 万円程度の借り換えになっているようです。それに伴う措置で対応することを、今回の補助金で対応します。で、条例では、上限が 20 万円となっていますので、その範囲で利子補給を行うものです。

次に、その下、8 款の土木費ですが、主なものは本会議でも説明がありましたが、財源組替による一般財源の減額補正です。

19 節の負担金補助及び交付金の 80 万円は、県の急傾斜事業負担金ですが、これは田野浦での 1 力所分です。

また、ここでは特に、5 項 2 目 13 節委託料の 720 万円で、さまざまな意見が出されました。これは、佐賀地

区での道の駅建設に向けた概略測量設計の委託費用で、実施レベルでの意見がかなりありましたが、今回の概略測量設計については、今までの事業の経緯を尊重し、認めることになりました。

以上、本補正予算につきましては、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後の議案第 68 号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてですが、これは本会議でも説明がありましたが、現工事予定の延長を 20 メートル行うものであります。

これにつきましては特に異論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全 5 議案すべてが、全会一致により認定および可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

一般会計の歳入のね、29 ページね、その灘漁港滞納繰越分 3 万 5,208 円とあるんですが。

これについては、中身はどんなことであったでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

それにつきましてはですね、今回、触れませんでしたが。内訳は、よこはま水産分が 420 万円、それから、プレジャーボートの分がですね、残りの分で 7 万 560 円、2 隻分ということでしたが、その分が収入未済として挙がっているようです。

で、そのプレジャーボートについてはですね、現在はその場所になくて、今は、行方不明ということでした。

構いませんか。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生委員会に付託されました議案は、皆さま方の付託表に基づいておりますので、14 議案について全議員出席の上、審査を致しました。その審査について、主なものを報告致します。

最初に、議案 44 号、決算ですが。決算の、もう歳入から入りますけど、25 ページ、お開けください。

真ん中ほどにですね、保育料の保育料現年分というふうにあります。8,495 万 50 円とありますが、これだけの保育料が入っております。

保育料って、じゃあ、いくらなんでしょうという意見が出てきまして、最低 6,500 円から、最高 5 万 1,000

円とありますて、随分、保育料と高いんだなあという意見が出たんです。それで、国が今、子育て支援をやろうとしているけども、こういう保育料の補助をした方がいいんじゃないかなという意見も出ておりました。

その、保育料現年分のお隣に収入未済額が載っておりますが、現年度分 83 万 6,300 円、これは 11 名の方です。

で、そのすぐ下に、保育料滞納繰越分ありますけども、その収入未済額 236 万 200 円、これは 19 名の方が、過年度分ですけども、平成 14 年から 19 年度の間に、19 名の方の収入未済額があったようです。

保育所というのは、大変高いなあというのがありますて、お母さんがたが働いてたら、もう奥さんの分は、ほとんど保育料に行ってると、そういうような意見も出ておりました。

続きまして、33 ページと、それから 39 ページは、県の補助金と国の補助金の合併槽のことをいいますが、これは、合併処理浄化槽を補助しておりますけど、国で 3 分の 1、県で 3 分の 1、町で 3 分の 1 の補助をしております。これが 392 万 5,000 円の補助がありますが、分かりますかね、場所は、分かりますかね。

39 ページの方が、合併処理浄化槽で出てますので分かりやすいですが、右端の備考欄を見ていただけます、39 ページの。下から 3 つ目の枠ですが、そこにある金額ですね。これ、5 人槽が 23 件、5 人槽の金額は、1 槽が 34 万 2,000 円ですね。7 人槽が 10 件分あって、これは、7 人槽は 41 万 4,000 円、それだけ補助があるそうですが、この 20 年度は、33 件の申請があったということです。

次、45 ページ、開けてください。45 ページのですね、真ん中よりちょっと下ですが、備考欄の所を見ていたら、スクールソーシャルワーカー活用事業費 100 万円とあります。委託金ですね。これは、1 名の方に委託してるんですけど、県の事業で、20 年度から始まったものだそうです。問題を抱える子どもさんに対して、児童相談所などとか、連携して調整する方を委託できますので、大変、助かるんだというお話をしておりました。これについて、どういう問題がありますか、というような意見は出ておりません。

次に、59 ページ、開けてください。中ほどに学校給食費があります。1,681 万 7,430 円、学校給食費として入っておりますが、これは、1 食当たり、小学生で 260 円、中学生で 290 円。ちなみに、先生はいくら取りますかって質問が出ましたら、先生も 290 円、まあ中学生分ですね、払っているそうです。

それで、そのお隣見ましたら、収入未済額がありますので、これについて議員から質問がありまして、この現年度分 37 万 2,270 円は 7 名の方、それからその下ですけど、繰越滞納分ですが、この 64 万 1,330 円、これは 4 名、収入未済額があるという説明でした。

歳入については、もうこれで終わります。

歳出について、主だったものだけ報告します。

民生費に入りますが、117 ページ。

この不用額が 1,176 万 6,370 円というのが一番上に出ておりますけど、この主なものとして大きなものが真ん中あたりにですね、委託料として 355 万 350 円あります。これは、中央保育所と、それから佐賀保育所の設計段階で、主に不用が出てきたという説明です。

それから、その下に工事請負費で、不用額が 685 万 8,940 円出ておりますが、これは、中央保育所の工事が追加で補正がありましたけども、鋼材が上がったとかいうのね、そういうのも含めてその後、不用額が出てきました。主にこの不用額は、これらが中心になっておるということです。

次、衛生費の方に移ります。衛生費の方で、133 ページを開けてください。

真ん中あたりにですね、佐賀の最終処分場跡地関係水質検査料としまして 68 万 2,500 円出ておりますが、これは佐賀のごみ処理場ですかね、あそこの検査をしてことですが、検査をした結果はもう、あんまり問題が

ないというような報告をしておりまして、こここの残土処理をした後に、公園などとして使いたいという説明がありました。それで、ここはもう以前からいろんなものを、ごみを捨ててるんだけど、ほんとに 10 年、20 年先、たっても大丈夫なんだろうかという意見が委員から出されたんですが、今のところは検査上ですね、大丈夫だというような説明がありました。

その下ですが、負担金の所。幡多広域市町村圏事務組合清掃費負担金で 1 億 3,300 万余り出ております。

その隣の不用額ですが、346 万 2,919 円。これは、どういう不用額ですかという質問がありまして、主に、ごみの減量にあるんだそうです。ごみの減量っていうのは、もちろん、マナーということもあるかもしれません、大きな要因は、人口減なんだそうです。

それから、もう 1 つ不用額で、コードスが値上がりして、補正を組んだんだけど、まあそれほど、補正を組んだほどは要らなかったので、不用額になったという説明でした。

それで今度、佐賀の方はクリーンセンターんなって、あそこに視察に行ってないかもしれないということで、教育厚生委員会で視察に行ってもいいねという話が出ております。

衛生費については、それで終わります。

教育費に移りますが、教育費の 197 ページ、開けてください。

ここも、不用額が 1,000 万近く、1,006 万 2,010 円というのが出て、教育費としては大きいかなあということでお話があつたんですが。

主にですね、その次のページの 199 ページにですね、一番上の段ですが、小学校舎耐震 2 次審査委託ということで 1,200 万余り出ておりますけども、この耐震検査が入札減で、主に、これが不用額の主な内容という説明がありました。

決算について、主なものの報告はこれだけです。

続きましてですね、教育厚生常任委員会には、特別決算が 8 議案付託されておりますが、この 8 議案の中で、本会議で説明がありまして、もうそこで、委員会で説明があっても、主に大きな問題がなかつたものは省かせていただきます。

議案第 45 号の住宅新築資金等貸付事業特別会計の所に行きますが、227 ページあたりから 229 ページ、この特別会計ですけども。

これは、監査委員さんの審査意見書にもありましたけども、なかなか回収が進み切らない。これはもう回収するだけで、出るものはなくて、入ってくるだけで、毎年、この問題は残っていくんですけども、その監査委員さんの審査意見書にも、滞納額が 800 万円を超える世帯が 4 戸もあると、それから、最長の滞納期間が 23 年 3 カ月と、こういう問題点を持っておりますけども、なかなか、先ほど言いましたように進まない。で、今年度、目新しいことといいますか 1 つ、変わったことといいますのは、1 軒だけ、相続を放棄した家がありまして、競売にかかつたそうです。それが 685 万円で売れましたので、町への入金は 638 万 9,876 円というものが、新たに町に入ってきております。

それで、払えない人、なかなか徴収というのはね、どうなんでしょうかという質問もあったんですが、この払えない方は、この住宅資金だけじゃなくって、まあほかの税金などもね、いろいろ滞納してるので、住宅だけを払うということも難しい条件があると、なかなか徴収が難しい面があるというような説明がありました。

45 号については、それで終わります。

次、議案 46 号、宮川奨学資金になります。

247 ページですが、収入未済額の所ですね、76 万 7,000 円というふうにあります。

この宮川奨学金は、中身はもう本会議でありますから言いませんけど、19年度は、この収入未済額が41万円だったんですが、20年度には76万円と増加していると。それは、現年度が6名、それから滞納繰越する方が3人と、それだけおられるということだったんですけど、どういう理由で、まあなかなかですね、返せないのはどういう理由なんだろうという質問に対しては、やはり、就職難ということも今、ありますけども、親が払ってるという事情もありまして、親が払ってる方もおいでますので、やっぱり大きな原因は、就職難も含めてですね、経済的理由が主な理由じゃないかなという説明でした。

これについては、そんなに大きな、委員会では意見は出ておりません。

46号は、それで終わります。

次ですね、49号、直診の方に入ります。国民健康保険直診特別会計の決算書ですね。

この323ページの不納欠損額14万2,230円。これは、本会議でも説明があったと思うんですけど、死亡により、不納欠損にしたということです。

それから、325ページですが、この不用額、総務管理費の不用額として、不用額の上から2段目ですけど、737万399円ですが。この不用額はどういうところからというのは、本会議でも説明あったと思いますけども、診療報酬が見込み額より下回った。それと、消耗費など、それは大体200万ぐらいありますが、その両方で737万なにがしと、その不用額が出たという説明だったんです。

それで、やっぱり診療報酬が減るっていうことは、患者さんが見込みより少なかったということなんですけども、まあ、佐賀の奥の方ですね、地域医療がおろそかになってるんじゃないだろうか、とかいう意見ですね。それから、佐賀の診療所の方へ、もう通ってる人が増えたというような意見も出ておりまして、やっぱり行政としては、その患者さんを増やすのに何か手助けをするといいますか、そういう方策を持ったらどうだろうかという意見も出されました。行政の説明としては、まあ、先生が、行政と切り離した形でやりたいという意向があるので、そのへんの兼ね合わせといいますか、かみ合といいますか、なかなか難しい面もあるということでした。

特別会計については、これで終わります。

これら決算につきましては、全員一致で認定することに決しました。

これで、決算書を終わります。

次、議案第62号について、議案書の方をお願いします。35ページを開けてください。

35ページ、36ページ、主に内容を書いておりますが、これは、後期高齢者医療制度の条例の一部を改正する条例です。この条例っていうのは、延滞金についての条例なんんですけども。後期高齢者の方は、月、年金1万5,000円以上の方は年金から天引きですので、原則、保険料を払わないという方、滞納する方はおらないわけですね。

で、月1万5,000円以下の方で、保険料が払わないのか、払えないのか、そういう方には延滞金が付きます。その延滞金を、1カ月で7.3パーセントだったのを、厚生労働省はですね、延滞金を減額するという項目もあるそうですが、1カ月7.3パーセントだったのを3カ月まで延ばして、3カ月過ぎたら、2,000円という金額は出てなかつたんですけど、旧のは、新になりますと、2,000円以上は、3カ月過ぎたら14.6パーセントになりますよという条例改正なんです。

それで、見かけは延滞金を少々、1カ月から3カ月に延ばすというものですが、内容的には、こういう数字をはっきり入れたことで、延滞金を何となくこう延ばして、ぼかしてたものが、はっきり数字が出てきたので、まあ徴収せざるを得ないといいますか、徴収に鮮明さが出てくるというたら変ですけど、そういう方向

になってきているんじゃないかという意見が出ました。

それで、町では今のところ、該当者はないということです。

この条例につきましては、賛成多数で可決しております。

続きまして、議案の 63 号、64 号は、条例の一部を改正する条例ですけども、これはもう本会議で出た内容で、大きな問題はありませんでしたので、省きます。

議案第 65 号、一般会計補正予算の方に入ります。

補正予算の方も今回、本会議で説明あったこと以外、さほど大きな問題は出されませんで、大きく議員の中から意見が出たという内容はありませんでした。

1 つだけですね、26 ページの教育費ですが。これは、本会議で説明ありましたけど、備品購入費で 140 万、それから、その下にまた 100 万というふうにありますけど、図書の購入。国の方から補助がありましたので、前倒しをして図書を購入したということでは、教育委員会の方からですね、図書のお金もほんとに高いので、こういう補助があったら大変、助かるという説明がありまして、ほんとにそうですねというのが委員の意見だったんです。国もこういうところに、もう教育とか、福祉とか、教育構成常任委員会は教育や福祉が主ですので、そういうところにもう少し、補助を入れてほしいというのが全体の意見でした。

あとですね、インフルエンザとかもあったけど、あとは大体、本会議で説明ありましたので、もうこれで省きたいと思います。

先ほど言いましたけども、教育厚生常任委員会に付託されました議案は、62 号だけ省きまして、あとは全会一致で認定、または採択しております。62 号も、賛成多数で可決されるものと致しました。

議長（小永正裕君）

これで、教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

62 号でございますが、いわゆるこの内容見たらね、2,000 円を、いわゆる月が延んだ分ばあ上げるぜよという、まあそういうがにかあらんがですが。

本町はこういう、いわゆる該当する方はいないと、まあ執行部に聞きたいがやけども、そういう意見やったけんど、わしは調べてみた。調べたらね、無年金の人がおるがよ。引けん人がね。子どもが払いよう、子どもが。

ほんでね、高齢者のねこの保険は、これは事実、こう保険料が上がるきにということで、家族から切り離した。離したけんど、実際は子が払いよらあね。息子さんらが払いよう。そういう問題があるがですが。

町長から議長らあね、おまんら、向こうの自分らの会でね、この高齢者の継続性をいうて、おまんら議決しつろう、町長も。全部の町村高知県もおまん、賛成しちょうに。子どもさんがおごっちょる。それがどこへ行ったか知っちょかよ、とばっちりが。（議長から「委員長報告に対する質疑になってます」との発言あり）

この法律の内容の話しようがやき。内容、この法律の内容。（議長から「先ほど、委員長が報告致しましたので」との発言あり）いや、ほんでこの報告に、黒潮町におらん言うたに。おらんけんど事実、子どもさんが負担掛けて、困っちょがよ。のう。（議長から「答弁するのは、委員長の方から」との発言あり）黙っちょってみた、しまうき、黙っちょってみたや。

そういうことやからね、内容はね厳しい。非常に厳しい。

ほんで、そんなことを何かよ、無年金者の人もおるが、天引きできんはずやが、そんな人はどうしようぞ、つようは話は出らったかよ。

(議場より何事が発言する者あり)

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

町長とかに言われましたので、ちょっとびっくりしましたけどね、最初ね。私に質問ですが。

そういう無年金者の話はね、残念ながら出ておりませんけどね、月1万5,000円以下の年金ということで、大変厳しいね、という話は出たんです。

それで、説明の中ではですね、該当者はないけども、2人ぐらい該当するかも分からないと。そこまでは言ってましたけどね、取りあえず、今は該当者はなしという説明でした。

それ以上の細かいことはもう、行政でないと分かりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

すいません、この住宅特別の所で、今回、初めていわゆる競売にかかるて658万ですかね、入って、638万が手数料費引いて、行政、町民の方の入ったということで報告がありましたけど。

この競売の方のいうか、方になってしまふから不都合が生じるかもしれませんけど。

実際に残ってた未収額に対して、これで埋まったものかどうか、いうような話をお聞きしましたでしょうか。その競売にかかった人の未収いうか不納の分ですよね、未収額の分。ということは、実際に今から、今までの分とプラス、払わないかん分とがありますよね、金額が。それがまあ、もうどうしようもない、こういう方法や取れらったることは分かりますけど、どの程度の、このほんとの未収額前、不良んなった金額に対して、このお金が入ったかということを執行部からお聞きになったかどうか。

もし、お聞きになっておりましたら、その数字を教えていただけたらありがたいですが。

議長（小永正裕君）

教育構成常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

大変申し訳ないですけど、結論から言いましたら、聞いてないんですけどね。

少し聞いたことはですね、まあ、個人情報があるので、あんまり詳しく言ってたら、どこの誰だか分かるんだそうですね。私たち、分かりませんけど。それで、まあ滞納額に相当する額ではないと、そういうようなお話をしたけど。

それ以上、細かいことはですね、議員であんまり聞きもしなかつたし、まあ、向こうもそういう話でしたね。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、常任委員長の報告および報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第44号、平成20年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第44号の討論を終わります。

次に、議案第45号、平成20年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてについて、討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号、平成20年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第46号の討論を終わります。

次に、議案第47号、平成20年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第47号の討論を終わります。

次に、議案第48号、平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第48号の討論を終わります。

次に、議案第49号、平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第49号の討論を終わります。

議案第50号、平成20年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第50号の討論を終わります。

次に、議案第51号、平成20年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、平成 20 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、平成 20 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、平成 20 年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算についての討論はありませんか。

反対討論から。

ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、黒潮町行政組織条例の全部改正についての討論はありませんか。

反対討論から。

山本君。

19 番（山本久夫君）

この議案ですが、質疑のときにも話したんですが、どうしても議会としては修正ができない議案ですので、賛成か反対かとなるとどうしても、そこがどうしても腑（ふ）に落ちないところがあります。

それはもう合併してからのことですから、その合併の協定に合わせて順次行つてるのは十分、もう百も承知で、これはいいんですけど。ただ、内部組織の編成に当たっては、どうしてもこの産業推進室というのが、どうしても納得できない。

なぜなら、やはり産業を推進するというのはね、課がするわけじゃない。職員がするわけですから。その職員をあえてこうやって出してね、分掌事務もいえば 3 つぐらいで、じゃあ何をやるかというたら、具体性は一切ない。質疑のときも話したようにね、今の産業振興課であれ海洋農林課でもね、問題点、一次産業もそうですが、林業もそう。すべてね、問題点とか課題は十分、分かっているはず。行政のやる産業振興は、ハード面をのけてはやれんわけです、ソフトだけでは。どうしても切つては切れないところにあるから、木を、この離してソ

フト面だけ、頑張れ、売るぞ売るぞいうたち、品物がなかつたら売れやせん。

そうやって考えたらね、必ずね、この課は何の意味も持たん。やがて、この人たちも農協や漁協へ行かないかん。私は推進室です。片一方は、私は担当課ですというて行ってね、ごちゃごちゃになって、やがては分掌事務の取り合いで、これはお前らの仕事、これはおららあ。ハードはおららあ。そういうことで必ずね、意味のない課になってしまう。

だったら、新しいこういう産業推進課をつくるがで、今のある課を補強する方がはるかに、黒潮町の一次産業はできていく。土台を造らんうちに、家建つようなもんや。これが家や。産業推進室いう家を建とうとしゅう、基礎をやらんうちに。今は、基礎がシロアリに食われてね、弱っていきゆうんやから、基礎から先に直さないかんのや。そういう所へは目をやらずね、ただ、課をつくることで産業振興ができる、というような大きなね間違いをしちゅう。思うたようにはこれは絶対、効果が絶対ない。目に見えてるから反対する。佐賀のエゴとかいうのは別や。この中身の、内部組織の編成の仕方は、非常におかしい。

産業推進はね、もっとできるんですよ。今の課で一生懸命やつたら、できるんですよ。ハウス園芸やつてる花卉（かき）、ねえ、漁業者、みんなの難儀さいうのはねえ、各課の担当がみんな分かってますよ。あと、何を望みゆうかいうことも十分、分かっちゅう。作りたくっても作れない、取りたくっても取れない状態よね、新しいもんをつくってやりましうちゅうようなね、絵に描いたもちばっかりや。もちを作るやらだんご作るやら分からんようなね、こんなね産業推進課は不要、黒潮町には。

よって、この議案は、この部分だけなければ賛成ですけど、この産業推進室という、形だけを整えて、言葉だけにおぼれて、実を見てない、実（じつ）を。足元を見ようとせんようなね、産業推進は絶対ない。だから、これは反対です。

以上。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

今、大変厳しい反対の討論あったんですが、私は、賛成の立場で討論したいと思います。

昨日の一般質問でもありました、町長の、私はその思いの中に、この部分が十分に表れたということを評価して、基本的にはこれを賛成したいと思います。

今、その産業推進室の部分が大変問題のあるように言われましたが、私はあえて、この商工観光の部分であったり、産業の部分を別の課として切り出したことは、大変、意味があるんじゃないかと理解しています。

特に、今まででは、例えば農林課と産業の関係が一緒になってたりとかですね、実際に販売推進やろうとするのは、いろいろな課でやっているわけなんですが、特別にそこを持たした。

また、商工観光ということで、観光分野を1つ独立させるような形で分けたということは、大変、この黒潮町にとって、今回の一般質問の中でもたくさん、観光について、スポーツ合宿について、いろんな意見出ましたが、そういう部分を思い切って推進していきたいという町長の思いが、僕はここに表れてるんじゃないかなと思ってですね。

そこは町長のやる気を信じて、この新しい機構というものに対して賛成をしたいと思います。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

森君。

10番 (森 治史君)

大体が山本議員と似通ったあれなりますけど、私も、今、なぜここで、この推進室をつくるか。

1つは、一番問題になったのは、佐賀の方では統廃合を一生懸命やって、課の編成の減をやってます。で、ここにこういう室を設けるということは、課長の待遇になります。で、こちらでは1つの新しい、課は付いてないけれど、課長待遇の室ができるということに問題があるということと。

それと、同じ意見になりますけど、やはりこれの人数を張るのでしたら、今ある産業課の中に専従の派を設けて、人数を張り付けて、そこで、すべての観光もそういうものを、そこの課の張り付けた人数で、チームでやった結果、そして、2年、3年たって、やはりこれは別個に、こういう室なり課を設けて大々的にやるという、そのような準備がなくって、いきなりつくるということに私は疑問を感じますから、これについては反対を致します。

議長 (小永正裕君)

賛成討論はありませんか。

田辺君。

4番 (田辺 守君)

私は、賛成です。

合併して4年目、組織の機構を見直して、新しい組織の中で黒潮町が出発をしていく、これは、合併協定で話し合われた事実です。そこでですね、やっぱり行政組織の機構改革の答申、これがされたわけですが、検討委員会でも、私自身もちょっと検討委員でございました。これは、区長という立場で入っておったわけでございますけど。

やはり、日ごろ、町長の夢といいましょうか、自分の指針、一次産業の推進をやっていかないかん。それから、商工観光の分においても、これを進めていかないかん。この黒潮町における、自然の宝を生かすにはどうするかということを、各その所々で、町長の思いを発しておるわけでございます。

今回、4年たっての組織機構の見直し、そういう中において1つ、その産業推進室を1つ設けるということにおきまして、私は、検討委員会の中でも意見を述べたわけですが、この黒潮町に住んで良かったという、やはり外からの誘致、外から見る黒潮町ばかりではなく、やはり、自分たちがこの町に住んで良かったという町をつくるにはですね、自分たちが楽しくなれりやあいかんがですよ。基本的に、よそから来た者にお接待の心です、お接待です、お接待ですいうて、わんくはみそを食いよって、カツオのうまいもんばっかし、よそから来たもんに食わしたち、これは、住んで良かった黒潮町じゃない。やはり、自分たちも楽しみながら、自分たちもゆとりのある生活を目指しながらの上においての、この産業推進室。

町長の言わんとするところの部分ですね、これによって一歩でも二歩でも前進をすると、そういう夢の表れる組織機構の部分じゃと思います。

賛成致します。

議長 (小永正裕君)

反対討論はありませんか。

西村策雄君。

12番 (西村策雄君)

15ページのね、いわゆるこの組織の、佐賀支所の中のね海洋ということに、非常に私はね疑問を感じる。

佐賀時代もそうやったけんどね、やっぱり水産なんです。海洋いうたら、県と国、管轄が。そういうね、公的のね、いわゆる文言をね、間違うたらいかん。

こういうことが入っちょことについては、賛成はできん。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

自分は賛成です。

さっきから推進室の出てますけれども、自分もいろいろ考えたところですね、こういった形で名前も変えてですね、新たな気持ちでスタートするという、すごいいいことやないかと思います。

逆に、そのまま置いとったら、今までの課でやるとなると、今までどおりになるんやないかと。

大いに、この課には期待しておりますので、賛成致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

私、一般質問を通じてですやすずうと、下村町長になってからこっちのこと、質問の中でもただしてきゅうがですけどね、約束はろくつたに守っちょらんがやき、わしらに言わしたら。

その中で、特にですね、水力発電の財源のこの使い方。とんでもないとこへ使うちよらあね、これ。ほんで、そういうことが知らない。知らない。企画が佐賀におらん、1人も。佐賀のことも、企画も全部せないかんがですよ、本庁は。それは、頭であらあね。

何かね、そよう、総合振興計画で言うたでしょう。21年度計画の中にはね、佐賀から入野、中村の、逢坂トンネルですか。あこへかけてのことはあるんですよ、要望しますいうことが、1、2、3年間にわたって。だけどね、窟川から佐賀までのことは全然載ってない。

歴史認識もよね、佐賀の。何ちやあ知らんじやないか。知らんがぜ。じゃから、そんなこと平氣で出すわけよ。わしが出したちおまえは、どこやらへ載っちゅういうて言うたばあでよ、わしが、そうじやない、21年版ですよ言うたち、取り合わん、知らん顔やいか。こりやあね、人をわやにしちょうがやき。

そんなことをね、これへ平氣で書いてこれ、企画らはよ、全部ここでやるという。ここでやったち、何ちや知らんやいか。知らんきに、企画らは佐賀におらないかんと。全部やないですよ。そういうね、一切、企画が佐賀におらんなっちゅう。

もともとね、16年12月議会からのね、提案からおかしいがじやき。合併しようとする所はね、町は、合併協議会を置くものとする、なんですよ、法律は。町長はそれをどう言うた。あくまでもこれはね、説明資料を作るためのものじや、合併をするためやない、そう言うちよって、合併協議会をつくらしたらええことに、すぐ月が変わつたらね、3月合併を目指す。それは3月からやるがは、法律上はね、そういうことやけど、そこでね法律のね、すり替えてものを言うちようがじやいか。それが何で、合併協定でありますいうて、ほかのことはね、えてのええことは全部ね、約束約束いうて言いようけんどね、わしに言わせたらね、わやにすな思いです。そこはちゃんと整理してもらわな困る。

そういう約束をきちんと果たして、初めて融和ができるわけよ。あらゆるところですり替えすり替えやられ

てね、わしが何ちゃあ知らんがやつたらええけどね、分かつちゅうきね、そんなこと言われたらたまらんぜ。全国に誇れるまちづくりというがはね、融和ができる初めてできるわけよ。わし、何回も言いゆう。それがね、このね条例の案の中にはね、わしはね反映しちゅうと思えん、町長の融和が。

だから、反対。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

賛成の立場で、言わさせていただきます。

合併協定項目、まあ、4年間たって、合併の目的等も含めたらですね、私は、この機構改革のこの中身というのは、例えば、今、4年ですけども、これから10年、15年たったときに、そのときにも支所に、例えば、旧佐賀町の所に相談する窓口がないなったとか、そういうことであればですね、まだ違う問題は起きるんですけども、この機構改革のこの内容を見るとですね、私は佐賀の方にも、今の現時点では、配慮していただきようかなと。

このメンバー、20人でしたかね、20人近い人の協議の中で、私は、真剣に話されたことだと伺っております。

それと、産業推進室ですけれども。一般質問でも言いましたけれども、ほんとに住民要望とか、世の中の動きがほんとに細分化されていきります。その細分化される中に、ある一定特化して、このことに専門的に取り組むと、そういう係のことを置かれると。そういうことはですね、時代に即応しちょうと。

私は、そういった意味で賛成討論を致します。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

村越君。

1番（村越比佐夫君）

反対の立場で、ものを言わしてもらいます。

総務委員長に対する質問をしたんですが、やはりこの組織改革の1つの条例としてね、私は、合併協で4年後に見直すということになって、それはそれとして評価します。

やけど、それまでに新庁舎が出来上がつちよったら、もう手挙げて賛成ですけどね、まだこの庁舎の中に、二十何人ぐらいこっち来るはずなんですが、そういう机とか、いろいろなこと考えたら、非常に無理かなと。

それと、今まで反対の議論にあったように、開発推進室という室がね、僕は以前から、何課の人でもええ、3人ぐらい県外へ放り出せと。いろいろないうたら観光地へ行け、どういう商品がヒットしようとか、いろいろなことを勉強さしに、1年間やってみいと言うても、そんなことは返事せん。全部、いうたら内向け、ね、外向けじやなくて。人事にしても、課をつくるにしても全部、内向けやから、何ら、いうたら開発にならない。

雇用促進協議会にも、いうたら商品開発しよう若いしがおる、ね。特產品開発じやいうて、1,700万ぐらい9月に補正してやりゆう。まして、また職員の中に何名か、推進室でおるというて、これ丂勘定になってしまいますよ、お金の使い方が。

こういうねえ、組織の計画性のない、将来性のない、町民に対する説明のつかないような室がね、実績が、説明ができない。

そういうことで、私は今の時期に、町民サービスから思うたら、この改正条例については反対を致します。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

坂本君。

6番（坂本あやさん）

賛成、反対いろいろ割れてると思うんですけれども、私は賛成をします。そうです。

と申しますのは、やはりですね、黒潮町が誕生して、ほんとに1つの区切りを迎えました。この段階で課を見直して、新たなスタートを切るというのは、合併でも約束の事項であったと、私は認識しています。

そして、町長が今回、ご提案なさったこの内容については、先ほど来あります町長の思い、産業を振興していく思いというのが出されているのではないかと思います。そこを、やはり私たち議員も大事にして、育てていくべきではないかというふうに感じます。

やる前から、あれもいけない、これもいけないと言っていますと、何もできません。ただ、やってみて危なくなれば、また、いろんな手立てを講じて、助けていくこともできると思います。

今、私は、黒潮町にとって必要なのは、ものを売り出していく地産外商だと思います。この産業推進室をつくったということは、観光、それから商品の売り出し、こういうことに、ぜひ力を入れていただきたいという、私は期待を持っております。

一般質問の中でも言わしていただきましたけれども、いろんな商品が生まれ、いろんな人たちが努力をしています。そして、この人たちを生かすのは、皆さま方、執行部の力です。ですから、非常にこの組織替えに期待をします。

ただ、1つお願いしたいのは、それぞれ職員の力を十分に伸ばしていただきたいということです。私はこの4年、黒潮町が誕生した4年間の人事の中で、残念だったなという思いを持っております。1つの仕事というのではなく、1年、2年のサイクルでは、なかなか出来上がらないものがあります。確かに、経験の深い方であれば、すぐに順応できることはあるかと思うんですけれども、長い経験の中で培って、その中で人間関係によって引き上げられて、仕事が動いていくことがあります。

今、地方の行政にも専門性というのが非常に求められており、本当に人を育てるつもりで人事配置をお願いしたい。

それを申し添えまして、私はこの今回の、下村町長のご提案なさった機構改革に賛成を致します。頑張っていただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第56号の討論を終わります。

次に、議案第57号、黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号、黒潮町総合支所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、黒潮町公民館条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 64 号の討論を終わります。

次に、議案第 65 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、定住自立圏形成協定の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議議案第 68 号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

これで討論を終ります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決に賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 44 号、平成 20 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 45 号、平成 20 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 46 号、平成 20 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 47 号、平成 20 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 48 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 49 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号、平成 20 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 51 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 52 号、平成 20 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 53 号、平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号、平成 20 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおりに認定されました。

次に、議案第 55 号、平成 20 年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 56 号、黒潮町行政組織条例の全部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、黒潮町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、定住自立圈形成協定の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、多数です。

従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議員提出議案第 48 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてから、議員提出議案第 51 号、医療費の国庫負担の増額を求める意見書の提出についてまでを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

議員提出議案第 48 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について、提案者、森治史君。

10 番（森 治史君）

それでは、皆さんもこの資料はお手元にあると思いますが、一応、短い文ですので読ませていただきます。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書です。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムにかかる発電施設周辺地域住民の福祉の向上と、電源立地の円滑化を資することを目的として設立されたものであります。

関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営等へ充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。しかしながら、現在の制度は交付金対象市町村の多くが、間もなく最長交付期間の 30 年を迎えることになるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧（きぐ）される。

豊富な水資源に恵まれたわが国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には、水力発電施設の建設に供与してきた関係市町村への貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれでは、平成 22 年度末をもって、多くの関係市町村で交付期間を迎える水力交付金について、過去 30 年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を水の上、平成 23 年以降は恒久的な制度とすること、および原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額および最低保証額引き上げなど、交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。経済産業大臣、財務大臣、総務大臣、平成 21 年 12 月 18 日、黒潮町議会。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 48 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 48 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、森治史君に対する質疑を終わります。

（森議員から「ありがとうございました」との発言あり）

次に、議員提出議案第 49 号、改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提案者、西村将伸君。

5 番（西村将伸君）

改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書、お手元に資料があると思いますけれども、平成 18 年の 12 月に、この多重債務者解決のために、深刻化する解決のために、改正貸金業法というものが成立しております。

ところが、これは、改正はされても、施行はまだ完全に施行されてないと。この 12 月から、来年 6 月までの間に施行される予定になっております。

その最後の上限金利引き下げ、グレーディング金利というそうですが、その撤廃の部分がまだ残っております。

て、その施行するに当たって、改正法のこの完全施行先送りを、ところがですね、その貸金業会の方から求める動きが一部、見られると。

そういうことで、この貸金業者からお金が借りらったら生活が成り立たなくなるとか、ヤミ金に手を出すとか、そういった理由付けで、そういった動きが見られるそうです。

しかしながら、社会保障制度としてですね、各種給付とか、低利の公的貸付制度等、いわゆるセーフティーネット、そういったことを国が当然すべきで、そういうことは理由にならないんじゃないかなということで、その施行を完全施行にかんすることを求める意見書です、内容は。

それは、衆議院議長、参議院議長、関係各大臣に出される内容になっております。

よろしく、審議のほどお願いします。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第49号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第49号、改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、西村将伸君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第50号、農林漁業用輸入重油に係る免税措置、同国産A重油に係る還付措置の延長を求める意見書の提案者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

静かにやらしてもらいます。

お手元へ、意見書についてはお届けしてございますので、私なりの趣旨説明を少し、説明をさせていただきます。

この黒潮町のこの重油、これは漁協にかかわる分ですが、県漁協の黒潮町支所ですか。年間650キロリットルぐらいのようです。お金に直すと、免除されておる分は、多分130万ぐらいじゃないかなというところでございます。

全国的に見ればですね、どれぐらいになるかはちょっと私は、よう調べてございませんが、町内の、近海の大きな100トンクラスの船なりますと、1隻の燃料消費量というのは、年間約1億ぐらい使ってるようです。

そうするとどれぐらい、この制度が、免除規定がなくなればどうなるかとなると、大体2,000万ぐらいは燃料代が余分に要ようなるかなあというところでございます。

この現在の現行期限は、22年3月31日までとなってございまして、その先行きが心配しておりますが、これは、A重油というのは農業関係、暖房用にも使っておりまして、おとどしですか、先輩議員とともに県庁へ出向いて、そのへんのことを勉強したわけでございます。

製油所を出るときに、業者が税金を払っておると。ほんで、末端の消費者が購入して使う、使うために購入する。そのときに、該当する事業であれば、免除が適用されているという仕組みになっております。

これは、政権が代わってですね問題になったのは、仕分け作業がございまして。その中で、必要度の高いもんから順にA、B、Cランクがあって、Cランクにどうも位置付けられたと。だから、どうも来年のこの4月からはですね、そういった制度がなくなるような恐れがあるということで焦っておりますが。事は、国民生活にかかわる、食べ物を生産するための根幹にかかわる分でございますので、これは我々の声を国に届けていかな

かんことやないかなと、そういうふうに考えました。

今朝ほど、町長からのお話がいただきまして、暫定税率維持ということでございました。昼に、私も新聞を見まして、これは暫定税率、陳情なしと、こういうことになっておりまして、国民の声が届いたかどうか分からぬんだけれども、まあ、これは政治判断でやっていただいたということかなあと。

ですが、やはりだから、いつ、どうなるか分からない状況がございますので、よろしくお願ひ致します。

以上、私の説明を終わらしていただきます。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで、議員提出議案第50号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第50号、農林漁業用輸入重油に係る免税措置、同国産A重油に係る還付措置の延長を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、矢野昭三君に対する質疑を終わります。

待って。そのままおってください。

次に、議員提出議案第51号、医療費の国庫負担の増額を求める意見書の提案者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

続いて、説明をさしていただきます。

これは、医療費の国庫負担の増額を求める意見書でございます。

昨日の新聞を見て、私、びっくりしたんですが、高知新聞でしたね。これ、高校生、1万人無保険と。これは、原因は何かいうたら、保護者が滞納と、こうなっておりますし、大変な時代が来たもんだなあというよう思って、まあこれは時期を得た意見書ではないかなと考えております。

わが黒潮町はですね、聞きますと、中学生以下については、12カ月の何か保険証ですか、そといったものを発行していただいていることですが、当然、高校生については、それはない。

それで、それじゃあですね、この黒潮町の国保の加入者で、納税ができずに保険証が交付が得られていない方の数というのは、18年度が94、19年度が129、20年度が102、21年度が98と、若干こう下がってきてはございますが、それでもなお、多くの方がいらっしゃるという状況にございます。

それで、この国全体としたらですね、やはり人口の高齢化とかいうこと、それから、経済不況によって無職状態に陥って、どうもこの保険税がよう払わない、保険証がもらえない、という方がだんだん増えてきておるということでございますので、こういった方たちの分を含めてですね、私たちは同じ仲間としてですね、声を挙げていきたいというように考えておりますので、ひとつよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで、議員提出議案第51号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第51号、医療費の国庫負担の増額を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、矢野昭三君に対する質疑を終わります。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議員提出議案48号から議員提出議案51号までを一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第48号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議員提出議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第49号、改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議員提出議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第50号、農林漁業用輸入重油に係る免税措置、同国産A重油に係る還付措置の延長を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議員提出議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第51号、医療費の国庫負担の増額を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手、全員です。

従って、議員提出議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、委員長から申し出の報告がありました。議席に配布しております。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従つて、委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 21 年 12 月第 26 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 17 時 16 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小水正彦

署名議員

西村兼雄

署名議員

前田善郎
小松千子

署名議員